

平成16事業年度に係る業務の実績に関する報告書

平成 1 7 年 6 月

国立大学法人
名古屋工業大学

○ 大学の概要

(1) 現況

- ① 大学名
名古屋工業大学
- ② 所在地
愛知県名古屋市
- ③ 役員の状況
学長名 松井 信行
理事数 3人
監事数 2人
- ④ 学部等の構成
- | | |
|-----------|---|
| 学部 | 工学部第一部, 第二部 |
| 研究科 | 工学研究科 |
| 教育研究センター等 | ものづくりテクノセンター
情報メディア教育センター
留学生センター
セラミックス基盤工学研究センター
極微デバイス機能システム研究センター
テクノイノベーションセンター
アドミッションセンター
安全・保健センター
情報ネットワークセンター |
- ⑤ 学生数及び教職員数
- | | | |
|------|--------|---------|
| 学生数 | 工学部第一部 | 4, 035人 |
| | 工学部第二部 | 1, 028人 |
| | 工学研究科 | 1, 356人 |
| 教職員数 | 教員 | 373人 |
| | 職員 | 175人 |

(2) 大学の基本的な目標等

本学の基本構想は「工科大学構想」である。「工科大学構想」は、本学が、世界のものづくりの中心地である中京地区の工学リーダーとして、技術イノベーションと産業振興を牽引するにふさわしい高度で充実した教育研究体制を整備し、国内の工科大学のみならず、世界の工科大学と連携することにより、工科大学の世界拠点として、異分野との融合による新たな科学技術を創成し、有為の人材を数多く世に送り出そうとする構想である。

この基本構想を実現するための教育研究理念が、「ひとづくり」、「ものづくり」、「未来づくり」である。

- ① 「ひとづくり」が目指すところは、市民としての的確な倫理感覚に裏打ちされた人間性豊かな技術者の養成である。
- ② 「ものづくり」が目指すところは、21世紀の工学を先導し、ものづくり技術を地域社会に還元するとともに、地域におけるものづくりの知的源泉となることである。
- ③ 「未来づくり」が目指すところは、人類の繁栄と地球環境の保全など、21世紀の中心課題を解決するための新しい工学を創成し、人類の幸福と国際社会の福祉に貢献することである。

こうした基本構想及び教育研究理念を踏まえ、学長のリーダーシップの下に、特に以下の9つの事項について重点的に取り組む。

- ① 人類の幸福と国際社会に貢献できる人材を育成する。
- ② 先見性のある、哲学を持った個性豊かな人材を育成する。
- ③ だれもが、いつでも、どこでも学べる場としての大学の機能を高める。
- ④ 市民・産業界の知的交流を目指し、新しい知と文化の発信拠点となる。
- ⑤ 世界の工業技術の中核拠点としての一層の向上を図る。
- ⑥ 時代を先導した工学と技術の推進役を果たす。
- ⑦ 真理の探求及び「工学技術文化」の継承と発展を通しての社会貢献を行う。
- ⑧ 多岐にわたる工学及び新技術を融合した新しい工学を創成する。
- ⑨ 人類の発展と幸福を先導する技術哲学を構築する。

本学は、「個性輝く大学」を目指して、「工科大学構想」を実現するため、平成13年度から大学改革を推進し、国立大学法人化を先取りした教育研究及び運営体制づくりを実施してきており、今後は、これらの新しい組織を活性化させ、未来を切り拓いていくことを目指す。

本学の創立100周年記念事業として、世界各国の知的リーダーを招いて「工科大学・次の100年・世界会議（仮称）」を開催し、産業界や専門家などの所有物ではなく市民の共有財産として深い広がりを持つ工学について、その知の創造の場である大学の役割を提言する。

全体的な状況

I 平成16事業年度に係る業務の実施状況

平成16事業年度に係る業務の実施状況については、項目別の状況に示すように順調に実施している。各項目別の主な取組は、下記のとおりである。

II 各項目別の主な取組

1. 大学の教育研究等の質の向上

(1) 教育

① 学部

- ・ 近年の工学分野における高度化・先端化、及び境界領域における多様化・複雑化に対応し、とりわけ生命・環境・エネルギー・材料・IT・デザイン分野を取り込むことにより、産業界のニーズに応えるため、平成16年4月に工学部第一部8学科を7学科に、工学部第二部4学科(1学科を名称変更)に再編整備した。
- ・ 第一部の各学科には、各専門分野の基礎基本知識を体系的に習得できるように、それぞれ2～3のプログラムを置いている。プログラムは、2年次から学生の希望により選択することになっている。
- ・ また、第一部には、学生自らが目標を持ち、組み立てた学習計画に沿って学ぶ工学創成プログラムを設置している。このプログラムは、環境やエネルギーなど複合技術分野で求められている、専門性に自主性や幅広い視点を備えた人材の育成を図るためのものである。

② 大学院

- ・ 本学の工学研究科は、学部基礎を置き、学部で学んだ専門分野を更に深く学ぶ、物質工学、機能工学、情報工学、社会工学の4専攻と、学部基礎を置かず、学際的、横断的な分野を学ぶ、独立専攻である都市循環システム工学専攻と産業戦略工学専攻で構成している。
- ・ 一世紀に及ぶ工学教育の実績をもとにMOT(技術経営)教育を専門的に行う産業戦略工学専攻を設置している。経営戦略、マネジメント、マーケティング、知的財産など経営感覚を備えた高度な能力を有する技術者の養成を目指すものである。

(2) 研究

- ① 異なる専門分野の融合による新しい学問領域を開拓するとともに、新産業の創出を目的として、複数の研究者の協力の下に研究を推進するため、プロジェクト研究所制度を設けた。
- ② このプロジェクト研究所は、学際プロジェクトや産学官連携に資する研究を推進するもので、研究に要する経費は、各年度2,000万円以上の外部資金をもって充て、設置期間は3年以上5年以下とすることが条件である。
- ③ 16年度に2研究所を設置した。更に4研究所を17年4月1日に設置することを決定した。

(3) 学生相談体制の整備充実

学生なんでも相談室、学習相談室、クラス担当委員を設置し、安全・保健センターにおける健康相談(身体面及び精神面)、学生部職員による相談を含め、これらを連携して、様々な学生からの相談に対応できる体制を整備している。

(4) 社会との連携

- ① これまで他大学が民間企業との間で締結してきた包括協定とは異なり、分野を定めた協定を締結し、大学がもつシーズと民間企業等がもつニーズについてお互いに交流しかつ連携を図ることにより、早期に幅広い産学連携体制を構築する分野別連携協定を締結(3件)した。
- ② 地域社会との連携・協力を進めるため、愛知県瀬戸市及び犬山市、財団法人名古屋都市産業公社と協定を締結した。

2. 業務運営の改善及び効率化

(1) 効果的・機動的な大学運営

運営会議、企画院等を設置し、大学運営に関する基本方針等の企画及び立案を行うとともに、学内の意見調整を行い、役員会、経営協議会、教育研究評議会と連携し、迅速な意思決定を行っている。

- ① 学長の諮問機関として「運営会議」を設置している。この運営会議は、学長の求めに応じ、大学運営に関する基本方針等の企画及び立案、学内の意見調整を行うものである。
- ② 運営会議において企画立案された基本方針に基づき、又は自ら全学的視点で各々の課題ごとに具体的な企画及び立案を行う機関として、教育企画院、研究企画院、人事企画院、施設マネジメント本部、産学官連携本部、安全衛生・危機管理対策本部、教育研究センター機構運営本部、全学評価室を設置している。
- ③ 運営会議において企画立案された基本方針に基づき、各企画院等で具体的な事項について企画及び立案を行っている。各企画院長、本部長等は、運営会議の構成員であり、運営会議での審議を踏まえて、各企画院等で企画立案にあたるものである。
- ④ また、各企画院等での審議において、学内の意見調整が必要なことが生じた場合には、運営会議で審議し、意見調整を図っている。
- ⑤ 運営会議及び各企画院等で企画立案された事項を役員会、経営協議会、教育研究評議会等で審議し、学長が決定している。

(2) 柔軟な教員組織の編制と教員数の一元的管理

- ① 教員組織は、平成15年4月に、従来の縦割りの学問分野による学科組織から離れて、異分野の教員が交流する横断的、学際的な教員組織である領域に改めた。
- ② この領域は、研究系組織として大学院に置くものであり、おもひ、しくみ、つくり、ながれの4領域である。各教員は、この4領域のいずれかに所属し、その専門分野に応じ、学科、専攻の教育を担当する、あるいはセンターの業務を担当するという柔軟な教員組織である。
- ③ 教員数の管理は、学長が院長を務める人事企画院を通じて大学全体で一元的に管理し、必要なところに適切に配置している。このことは、領域という柔軟な教員組織を編制し、教員数を大学全体で一元的に管理していることから、可能となったものである。

(3) 外部有識者の活用

- ① 企業関係者、教育関係者、本学卒業生など学外の幅広い分野から13名の有識者に経営協議会の委員を依頼した。
- ② 16年度は、経営協議会を5回開催し、中期目標の意見、中期計画及び年度計画、予算配分、授業料値上げなどについて審議した。

3. 財務内容の改善

(1) 外部資金の積極的な獲得

- ① 研究の推進・活性化、産学連携の推進などを図るため、外部資金を積極的に獲得している。
- ② 外部資金の積極的な獲得に努めた結果、約18億1千万円を獲得することができた。この金額は、15年度の約15億7千4百万円と比較すると、約15%増であり、15年度実績を大きく上回ることができた。また、18億1千万円は、16年度の運営費交付金の約33%に相当する。
- ③ このうち、共同研究は174件、受託研究37件の合計211件であり、15年度の約12%増であった。

(2) 学内予算配分の基本方針の策定等

- ① 学内予算配分にあたり、収入予算、支出予算などの基本方針を策定し、学内配分を行った。
- ② 学内予算配分にあたり、学長裁量経費（総額約1億2百万円）を確保した。本経費の項目について全学から募集し、学長が選考・決定し、学内配分した。

4. 自己点検・評価及び情報提供

(1) 自己点検・評価実施要項の策定

教員及び学科・専攻の教育活動、センター活動、事務局、入学者選抜、学生支援、附属図書館の自己点検・評価を定期的実施するため、それぞれ自己点検・評価実施要項を策定した。

(2) 広報プランの策定

教育・研究活動など大学全般の活動状況に関する情報を学外に積極的に発信していくとともに広報活動の充実と活性化を図ることを目的として、「名古屋工業大学広報プラン」を策定した。

5. その他の業務運営に関する重要事項

(1) 施設の有効活用

- ① 「名古屋工業大学における施設の有効活用に関する規程」を制定し、全学的視点に立った施設運営、施設の点検・評価に基づく効率的な利用を推進する。
- ② 校舎の新増築を行う場合は、新增築面積の20%以上をオープンラボラトリーに充てるほか、可能な限り共用スペースを設けること。共用スペースは、教員個人や特定部局が占有することなく、教育研究のために全学共通で利用するスペースとする。
- ③ また、既存校舎の大規模改修を行う場合は、共用スペースの確保に努めることとし、共用スペースは、可能な限りオープンラボラトリーに充てることとする。
- ④ オープンラボラトリーは、共用スペースのうち、プロジェクト的研究や、組織の枠を越えた研究活動等に対応するため、弾力的、流動的に利用できるスペースとする。17年3月現在、34室、1,433㎡を確保している。
- ⑤ 施設の効果的・有効的な運用を図るため、施設に使用料を課す、スペースチャージ制度を平成17年度から導入することを決定した。

(2) 安全衛生に関する取組

- ① 職員、学生等の安全と衛生（健康）を守るために、学内ホームページに「安全衛生のページ」を設けて、必要な情報を提供している。
- ② 労働安全衛生法等の法令及び本学の学内規定に定められた安全衛生に関する措置が適切に行われているかを確認するため、安全衛生監査を実施している。
- ③ 学内における安全衛生教育として、クレーン、ドラフトチャンバー、動力シャシーに関する安全講習会を、本学の技術職員が講師となり開催した。

6. 監査機能の充実

「国立大学法人名古屋工業大学監査室設置要項」を制定し、監査室を設置した。監査室は、監事が行う監査の支援、財務部が行う会計経理内部監査の支援、会計監査人との連絡調整などの業務を行うものである。

項目別の状況

Ⅰ 大学の教育研究等の質の向上
 1 教育に関する目標
 (1) 教育の成果に関する目標

中 期 目 標	工学を基軸とし、人類の幸福や国際社会の福祉に貢献できる人材を育成する。 〔学士課程〕 以下の知識、能力を身に付ける。 ① 基幹となる専門分野の基礎基本知識、能力。 ② 自らが学ぶ専門分野以外の幅広い知識、能力。 ③ ものづくりを実践できる能力。 ④ 自ら目標を設定できる能力。 〔大学院課程〕 以下の能力を身に付ける。 ① 問題発見能力とその解決能力。 ② 基幹となる専門分野の先端技術能力。 ③ 新しい分野を創造できる能力。 ④ ものづくり技術と経営能力。
------------------	--

中期計画	年度計画	計画の進行状況等	
○ 学部教育の成果に関する具体的目標 ① 生命科学、健康運動科学、人間社会科学、芸術文化などの分野への関心を高め、自らが学ぶ専門分野以外の幅広い知識、能力を身に付ける。 ② 国際共通言語である英語による自己表現及び異文化理解ができる能力、情報とメディアを自由自在に活用できる能力を身に付ける。 ③ 理系基礎、専門分野への導入教育、基幹となる専門分野で必ず学ばなければならない基礎基本科目を学び、基幹となる専門分野の基礎基本知識、能力を身に付ける。 ④ ものづくり・経営基礎科目、基幹となる各専門分野を深く、あるいは応用能力を養う展開科目、実験・演習科目を学び、ものづくりを実践できる能力を身に付ける。 ⑤ 学生自らが学ぶ科目を自ら組み立てる自己設計科目を学び、自ら課題を設定して、データや情報を得て、分析、考察して論文をまとめあげる卒業研究を行い、自ら目標を設定できる能力を身に付ける。	○ 学部教育の成果に関する具体的目標 (17年度から実施のため、16年度は年度計画なし) ① 国際共通言語である英語による自己表現及び異文化理解ができる能力、情報とメディアを自由自在に活用できる能力を身に付ける。 ② 理系基礎、専門分野への導入教育を学び、基礎基本知識を身に付ける。 ③ ものづくり・経営基礎科目を学び、ものづくりを実践できる能力を身に付ける。 (17年度から実施のため、16年度は年度計画なし)	入学後、T O E I C I Pによってクラス編成し、どのクラスにおいても「学ぶ英語」から「使う英語」能力の修得をめざし、科学技術英語Ⅰa及びⅠbを履修させた。また、語彙や文法、構文など英語を正確に理解するための基礎的な力を養う演習を行い、総合的な英語運用能力の基礎づくりを行った。情報関連の科目として情報技術Ⅰ及びⅡを履修させた。 理系の基礎科目である数学・物理・化学のそれぞれの分野の科目を履修させた。 導入教育として専門の基礎となる学科共通の専門科目(学科ごとに平均して5科目10単位)を履修させた。 ものづくり・経営基礎科目のうち、第1年次全学科を対象にデザイン感覚を育成するため「ものづくりデザイン」を履修させた。	

○ 大学院教育の成果に関する具体的目標 ① 授業科目の履修、研究指導を通して、問題発見能力とその解決能力を身に付ける。 ② 学部教育の基礎の上に立ち、さらに基幹となる専門分野の高度な内容の科目を学ぶことにより、先端技術能力を身に付ける。 ③ 学部で自ら学んだ専門分野を深める科目を学ぶとともに、他分野あるいは異分野の科目を学ぶことにより、新しい分野を創造できる能力を身に付ける。 ④ 産業戦略工学専攻では、コアとなる専門分野の科目、ベンチャー構築、ものづくり経営、産業技術経営に関する科目を学ぶことにより、ものづくり技術と経営能力を身に付ける。また、主に社会人を対象に、それまでの職業経験を生かして得られた固有技術を体系的に整理することで、産学連携による技術イノベーションに導くことを目指す。 ⑤ 高度な工学技術に基づいた起業家の育成を目指す。	○ 大学院教育の成果に関する具体的目標 ① 授業科目の履修、研究指導を通して、問題発見能力とその解決能力を身に付ける。 ② 学部教育の基礎の上に立ち、さらに基幹となる専門分野の高度な内容の科目を学ぶことにより、先端技術能力を身に付ける。 ③ 学部で自ら学んだ専門分野を深める科目を学ぶとともに、他分野あるいは異分野の科目を学ぶことにより、新しい分野を創造できる能力を身に付ける。 ④ 産業戦略工学専攻では、コアとなる専門分野の科目、ベンチャー構築、ものづくり経営、産業技術経営に関する科目を学ぶことにより、ものづくり技術と経営能力を身に付ける。また、主に社会人を対象に、それまでの職業経験を生かして得られた固有技術を体系的に整理することで、産学連携による技術イノベーションに導くことを目指す。 ⑤ 高度な工学技術に基づいた起業家の育成を目指す。	指導教員の指導助言の下に、授業科目の履修、研究事項の決定を行い、指導教員の指導を受け、問題発見能力とその解決能力を身に付けさせた。 学部教育の基礎の上に立ち、さらに基幹となる専門分野の高度な授業科目を学ぶことにより、各専門分野における先端技術能力を身に付けさせた。 学部で自ら学んだ専門分野をさらに深める授業科目を学ぶとともに、新しい分野を創造できる能力を身に付けるために、関連専門科目として4単位以上を他分野あるいは異分野（6専攻25分野を設定）の授業科目を履修させることとした。 産業戦略工学専攻では、ものづくり技術と経営能力を身に付けるため、基本科目、産業技術経営、ものづくり経営、コアテクノロジー、ベンチャー構築、事例研究等を幅広く履修させた。 社会人対象短期在学コース（標準修業年限1年）11名入学 8名修了 起業家育成一般在学コース（標準修業年限2年）19名入学 各専攻においては、高度な工学技術に基づいた起業家の育成を目指して、工学倫理特論、リーダーシップ特論、技術移転論、国際経済特論、国際関係特論などの授業科目を学ぶことにより、技術者として不可欠な倫理観を養い、知的財産保護や起業に必要な授業科目を履修させた。
○ 卒業後の進路等に関する具体的目標 〔学士課程〕 ① 基幹となる専門分野の基礎基本を身に付けた技術者、ものづくりを実践できる技術者を産業界、官公庁などに送り出す。 ② 先端的な専門技術能力、新しい分野を創造できる能力、経営能力などを身に付けるため、大学院への進学を促す。 〔大学院課程〕 ① 先端的な専門技術能力、新しい分野を創造できる能力などを身に付けた高度技術者、研究者を産業界、大学・研究機関、官公庁などに送り出す。 ② 経営能力を身につけた高度技術者を産業界、官公庁に送り出す。 ③ ベンチャー企業の起業を促す。	○ 卒業後の進路等に関する具体的目標 〔学士課程〕 （18年度以降実施のため、16年度は年度計画なし） （18年度以降実施のため、16年度は年度計画なし） 〔大学院課程〕 （17年度から実施のため、16年度は年度計画なし） （17年度から実施のため、16年度は年度計画なし） （17年度から実施のため、16年度は年度計画なし）	
○ 教育の成果・効果の検証に関する具体的方策 ① 平成16年度に学部・大学院の教育全般に関する企画・立案機関として「教育企画院」を設置する。 ② 「教育企画院」において、中期目標期間中に学部教育全般について詳細な点検を行い、実施状況を明らかにする。この結果を基に、教育課程、教育内容、教育方法などについて検討する。	○ 教育の成果・効果の検証に関する具体的方策 ① 学部・大学院の教育全般に関する企画・立案機関として「教育企画院」を設置する。 ② 「教育企画院」において、学部教育全般について点検内容・方法などの検討を開始する。	学部・大学院の教育全般に関する企画・立案機関として「教育企画院」を設置した。 教育企画院の下に教育成果・効果の検証部会を設置し、学部の教育活動の自己点検・評価方法を全学評価室と合同で検討し、17年度に実施することを決定し、自己点検・評価実施要項を策定した。

③ 「教育企画院」において、平成19年度までに大学院教育全般について詳細な点検を行い、実施状況を明らかにする。この結果を基に、中期目標期間中に教育課程、教育内容、教育方法などについて検討する。	③ 「教育企画院」において、大学院教育全般について点検内容・方法などの検討を開始する。	教育企画院の下に教育成果・効果の検証部会を設置し、大学院の教育活動の自己点検・評価方法を全学評価室と合同で検討し、17年度に実施することを決定し、自己点検・評価実施要項を策定した。	
④ 「教育企画院」において、中期目標期間中にシラバスに沿った授業の実施について検証するシステムを構築する。	(17年度から実施のため、16年度は年度計画なし)		

Ⅰ 大学の教育研究等の質の向上
 Ⅰ 教育に関する目標
 (2) 教育内容等に関する目標

中期目標	○アドミッションポリシーに関する基本方針 〔学士課程〕 ① 進取の気風に富み、創造することに強い意欲を持つ学生を入学させる。 ② 「ものづくり」への強い興味を有する学生を入学させる。 〔大学院課程〕 ① 21世紀の工学を先導する意欲があり、自ら新しい分野を開拓しようとする、積極的でかつ柔軟な思考を有する学生を入学させる。
	○教育課程、教育方法、成績評価に関する基本方針 〔学士課程〕 ① 幅広い知識、基幹となる専門分野の基礎基本知識を身に付けることができる教育課程を編成する。 ② ものづくりを实践できる能力、自ら目標を設定できる教育課程を編成する。 ③ 各授業科目に相応しい授業形態による教育を実施する。 ④ 適正な成績評価を行う。 〔大学院課程〕 ① 基幹となる専門分野の先端技術能力、新しい分野を創造できる能力を身に付けることができる教育課程を編成する。 ② ものづくり技術と経営能力を身に付けることができる教育課程を編成する。 ③ 問題発見能力とその解決能力を身に付けることができる教育課程の編成、学生個人に応じたきめ細かい研究指導を実施する。 ④ 各授業科目に相応しい授業形態による教育を実施する。 ⑤ 適正な成績評価を行う。

中期計画	年度計画	計画の進行状況等	
○ アドミッション・ポリシーに応じた入学選抜を実現するための具体的方策 〔学士課程〕 ① 受験生の能力、適性等の多面的な評価を行う観点から、AO入試、社会人特別選抜などを含めた多様な入学方法を積極的に実施する。これらを円滑かつ適切に行うため、「アドミッションセンター(仮称)」を平成17年度までに設置する。	○ アドミッション・ポリシーに応じた入学選抜を実現するための具体的方策 〔学士課程〕 ① 受験生の能力、適性等の多面的な評価を行う観点から、AO入試、社会人特別選抜などを含めた多様な入学方法を積極的に実施する。これらを円滑かつ適切に行うため、「アドミッションセンター」を設置する。	・ 第一部においては、次のとおり実施した。 ・ AO入試は、建築・デザイン工学科と工学創成プログラムで実施。 ・ 推薦入学は、建築・デザイン工学科以外の全ての学科で実施。 ・ 第二部においては、推薦入学、社会人特別選抜(編入学)及び社会人特別選抜(AO入試)を全学科で実施した。 ・ 本学のアドミッションポリシーに応じた入学選抜を実現するため、「アドミッションセンター」を設置した。 ・ 更に、入学、学習、卒業及び就職までの総合的な見地で連続性を持った取り組みを継続して推進するために「工学教育総合センター」を設置し、「アドミッションセンター」は、この中に「アドミッションオフィス」として、17年度に再編することを決定した。 ・ 大学説明会を本学を会場として3回実施した(参加者計1508名)。 ・ 本学への入学者の出身校地域は、東海地域が約8割をしめ、とりわけ愛知県出身者が約6割に至っている。このため、本学受験への動機付けすること及び本学の全国的な知名度を高めることを目的として、愛知県外での大学説明会を北陸地区(金沢市及び福井市)で開催した。開催に当たっては、教育委員会、本学同窓会(名古屋工業会役員、開催地区代表者)などの協力を得て、地域の高等学校に周知し、広く参加者を募った。 ・ 「学力不足」に関する近年のデータに基づく分析について予備校側から講師を招き、また、高等学校側と大学側の現状報告を行って、相互理解を深める目的で「入試セミナー」を開催した。 ・ 高等学校教諭を対象に、入試状況及び卒業生の進路状況等に関する情報提供、意見交換を行い、高等学校生徒の進路指導に資するため、「高校教諭との懇談会」を本学で開催した。	
② 工学を先導する魅力のある大学としての情報発信を充実させ、受験生の量と質を高める。	② 工学を先導する魅力のある大学として、県内はもとより全国に向け、教育界、産業界、本学卒業生の協力も得て大学説明会を開催するなどの情報発信の充実方策を検討する。		
③ 常に時代の要請・社会の変化に応じた人材の育成を図るため及び本学のアドミッションポリシーの周知を充実するため、積極的に高等学校や予備校との連絡をとる。	③ 常に時代の要請・社会の変化に応じた人材の育成を図るため及び本学のアドミッションポリシーの周知を充実するため、高等学校や予備校との意見交換を推進する。		

④ 社会人・留学生を含め多様な学生を受け入れ、いつでも学べる体制とする観点から、学生の入学定員を適切に措置する。	④ 社会人・留学生を含め多様な学生を受け入れ、いつでも学べる体制とする観点から、学生の入学定員や教育体制について検討する。	入試セミナー（FD研究会と併催）平成17年3月10日（木） 参加者 講師2名、高校教諭8名、本学教員39名 高校教諭との懇談会 平成16年11月29日（月） 参加高校 93校、98名 ・ 第二部においては、社会人特別選抜（編入学）及び社会人特別選抜（AO入試）を全学科で実施している。主にこれら社会人特別選抜からの入学者については、外国語は能力別クラス分けで対応、「数学」「物理学」「化学」は、高校教諭に講師を依頼して、入学前の3月と夏季休業期間中に補習授業を実施している。 ・ 第一部においては、私費外国人留学生特別選抜を全学科で実施している。
〔大学院課程〕 ① 他大学、社会人や留学生など、多様な学生を受け入れるため、入試制度の改善を図る。 ② 社会人や留学生などの学生の教育に対する要望に応える観点から、学内における学生の適正な配置を検討する。 ③ これらを円滑かつ適切に行うため、「アドミッションセンター（仮称）」を平成17年度までに設置する。	〔大学院課程〕 ① 他大学、社会人や留学生など、多様な学生を受け入れるため、入試制度の改善を図る。（17年度から実施のため、16年度は年度計画なし） ② 入試を円滑かつ適切に行うため、「アドミッションセンター」を設置する。	博士後期課程においては、他大学、社会人や留学生などに対して選抜機会を拡大する観点から、これまで実施していた8月選抜に加え、18年度選抜から2月選抜を全専攻で実施することとした。 ・ 本学のアドミッションポリシーに応じた入学者選抜を実現するため、「アドミッションセンター」を設置した。
○ 教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策 〔学士課程〕 ① 科学技術英語、人間文化、健康運動科学科目を置く。 ② 理系基礎科目、専門分野への導入科目、基幹となる各専門分野の基本科目、準基本科目を置く。 ③ ものづくり・経営基礎科目、基幹となる各専門分野を深く、あるいは応用力を養う展開科目、実験・実習科目を置く。 ④ 学生自ら学ぶ科目を自ら組み立てる自己設計科目を置く。 ⑤ 学部教育の集大成として、自ら課題を設定して、データや情報を得て、分析、考察して論文をまとめあげる卒業研究（第二部については卒業研究ゼミナール）を置く。	○ 教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策 〔学士課程〕 ① 科学技術英語、人間文化、健康運動科学科目を置く。 ② 理系基礎科目、専門分野への導入科目、基幹となる各専門分野の基本科目、準基本科目を置く。 ③ ものづくり・経営基礎科目、基幹となる各専門分野を深く、あるいは応用力を養う展開科目、実験・実習科目を置く。 ④ 学生自ら学ぶ科目を自ら組み立てる自己設計科目を置く。 ⑤ 学部教育の集大成として、自ら課題を設定して、データや情報を得て、分析、考察して論文をまとめあげる卒業研究（第二部については卒業研究ゼミナール）を置く。	科学技術英語、人間文化、健康運動科学の科目を置いていく。 （第一部：資料編P1、第二部：資料編P26参照） 理系基礎科目、専門分野への導入科目、基幹となる各専門分野の基本科目、準基本科目を置いていく。 （第一部：資料編P3、4、第二部：資料編P27、28参照） ものづくり・経営基礎科目、基幹となる各専門分野を深く、あるいは応用力を養う展開科目、実験・実習科目を置いていく。 （第一部：資料編P1、4、5、第二部：資料編P28参照） 学生自らが学ぶ科目を自ら組み立てる自己設計科目（20単位を修得）を置いていく。 学部教育の集大成として、自ら課題を設定して、データや情報を得て、分析、考察して論文をまとめあげる卒業研究（第二部については卒業研究ゼミナール）を置いていく。
〔大学院課程〕 ① 基幹となる各専門分野の専門科目を置く。 ② 工学倫理、環境問題、国際関係などの共通科目を置く。 ③ 英語での発表力を付けるためのプレゼンテーション科目を置く。 ④ セミナール、実験実習を通じて修士論文に繋げるコロキウム、専門演習、実験実習科目を置く。 ⑤ 大学院教育の集大成とし、博士前期課程には修士論文の作成、博士後期課程には博士論文の作成を課す。 ⑥ 産業戦略工学専攻（博士前期課程）は、以下の教育課程を置く。 - ベンチャー構築、ものづくり経営を学ぶ基本科目 - 知的所有権、経営管理を学ぶ技術経営科目	〔大学院課程〕 ① 基幹となる各専門分野の専門科目を置く。 ② 工学倫理、環境問題、国際関係などの共通科目を置く。 ③ 英語での発表力を付けるためのプレゼンテーション科目を置く。 ④ セミナール、実験実習を通じて修士論文に繋げるコロキウム、専門演習、実験実習科目を置く。 ⑤ 大学院教育の集大成とし、博士前期課程には修士論文の作成、博士後期課程には博士論文の作成を課す。 ⑥ 産業戦略工学専攻（博士前期課程）は、以下の教育課程を置く。 - ベンチャー構築、ものづくり経営を学ぶ基本科目 - 知的所有権、経営管理を学ぶ技術経営科目	基幹となる各専門分野の専門科目を置いていく。 （資料編P37～46参照） 工学倫理、環境問題、国際関係などの共通科目を置いていく。 （資料編P47参照） 英語での発表力を付けるためのプレゼンテーション科目を置いていく。 （資料編P38参照） ゼミナール、実験実習を通じて修士論文に繋げるコロキウム、専門演習、実験実習科目を置いていく。 （資料編P38参照） 大学院教育の集大成として、博士前期課程には修士論文の作成、博士後期課程には博士論文の作成を課している。 産業戦略工学専攻（博士前期課程）は、以下の教育課程を置いていく - ベンチャー構築、ものづくり経営を学ぶ基本科目 - 知的所有権、経営管理を学ぶ技術経営科目 - 各分野のコアとなる専門科目であるコアテクノロジー科目 - コロキウム、事例研究、プレゼンテーション、長期インターンシップを構成する共通科目

- 各分野のコアとなる専門科目であるコアテクノロジー科目 - コロキウム、事例研究、プレゼンテーション、長期インターンシップで構成する共通科目 - 集大成とし、修士論文の作成又は特定の研究課題についての研究成果の報告書（リサーチペーパー）の作成を課す。	- 各分野のコアとなる専門科目であるコアテクノロジー科目 - コロキウム、事例研究、プレゼンテーション、長期インターンシップで構成する共通科目 - 集大成とし、修士論文の作成又は特定の研究課題についての研究成果の報告書（リサーチペーパー）の作成を課す。	集大成とし、修士論文の作成又は特定の研究課題についての研究成果の報告書（リサーチペーパー）の作成を課している。 （資料編P 4 6 参照）																								
○ 授業形態、学習指導法等に関する具体的方策 〔学士課程〕 ① 各授業科目の性質により、講義、演習、実技、実験実習、少人数ゼミなどの形態による授業を実施する。 ② 外国語科目では、学生の習熟度に応じてクラス編成した授業を実施する。 ③ 理系基礎科目の補習教育を実施する。（第二部（夜間学部）では実施中）	○ 授業形態、学習指導法等に関する具体的方策 〔学士課程〕 ① 各授業科目の性質により、講義、演習、実技、実験実習、少人数ゼミなどの形態による授業を実施する。 ② 外国語科目では、学生の習熟度に応じてクラス編成した授業を実施する。 ③ 第二部（夜間学部）において、理系基礎科目の補習教育を実施する。	各授業科目の性質により、講義、演習、実技・実験・実習、少人数ゼミなどの形態による授業を実施しており、その比率は、第一部及び第二部併せて以下のとおりである。 （講義：74% 演習：13% 実技・実験・実習：8% 少人数ゼミ：5%） 外国語科目では、学生の習熟度に応じてクラス編成した授業を実施しており、その編成は、以下のとおりである。 第一部：上級2クラス、中級10クラス、基礎2クラス 第二部：上級1クラス、中級1クラス、基礎1クラス 第二部（夜間学部）において、理系基礎科目の補習教育を実施した。 平成16年8月6日～30日 推薦入学、社会人の学生対象に、高校教諭に依頼し、実施した。 <table><tr><td>数学</td><td>期間中6日間</td><td>24時間</td><td>参加者27名</td></tr><tr><td>物理</td><td>期間中4日間</td><td>16時間</td><td>参加者27名</td></tr><tr><td>化学</td><td>期間中3日間</td><td>12時間</td><td>参加者20名</td></tr></table> 平成17年3月2日～31日 推薦入学、社会人の入学予定者対象に、高校教諭に依頼し、実施した。 <table><tr><td>数学</td><td>期間中8日間</td><td>32時間</td><td>参加者28名</td></tr><tr><td>物理</td><td>期間中3日間</td><td>12時間</td><td>参加者28名</td></tr><tr><td>化学</td><td>期間中3日間</td><td>12時間</td><td>参加者13名</td></tr></table>	数学	期間中6日間	24時間	参加者27名	物理	期間中4日間	16時間	参加者27名	化学	期間中3日間	12時間	参加者20名	数学	期間中8日間	32時間	参加者28名	物理	期間中3日間	12時間	参加者28名	化学	期間中3日間	12時間	参加者13名
数学	期間中6日間	24時間	参加者27名																							
物理	期間中4日間	16時間	参加者27名																							
化学	期間中3日間	12時間	参加者20名																							
数学	期間中8日間	32時間	参加者28名																							
物理	期間中3日間	12時間	参加者28名																							
化学	期間中3日間	12時間	参加者13名																							
④ 自己設計科目は、学生に自立性を持たせるため、学生自らが授業科目（10科目20単位）を選択して学ぶ。 ⑤ 4年次の年度当初に各学生の指導教員を決め、1年間をかけて、ゼミ、個別指導などの方法により、学生個人に応じたきめ細かい卒業研究指導を実施する。	（17年度から実施のため、16年度は年度計画なし） （18年度以降実施のため、16年度は年度計画なし）																									
〔大学院課程〕 ① 各授業科目の性質により、講義、演習、実験実習、少人数ゼミなどの形態による授業を実施する。 ② プレゼンテーション能力及び外国語のコミュニケーション能力を育成する授業を実施する。 ③ 大学院に入学と同時に各学生の指導教員を決め、各学生の研究課題に繋げる授業科目を選択して学ぶよう指導する。 ④ 指導教員は、各学生の在学期間を通して、ゼミ、個別指導などの方法により、学生個人に応じたきめ細かい研究指導を実施する。	〔大学院課程〕 ① 各授業科目の性質により、講義、演習、実験実習、少人数ゼミなどの形態による授業を実施する。 ② プレゼンテーション能力及び外国語のコミュニケーション能力を育成する授業を実施する。 ③ 大学院に入学と同時に各学生の指導教員を決め、各学生の研究課題に繋げる授業科目を選択して学ぶよう指導する。 ④ 指導教員は、各学生の在学期間を通して、ゼミ、個別指導などの方法により、学生個人に応じたきめ細かい研究指導を実施する。	各授業科目の性質により、講義、演習、実験実習、少人数ゼミなどの形態による授業を実施しており、その比率は、全専攻で以下のとおりである。 （講義：88% 演習：5% 実験実習：2% 少人数ゼミ：5%） プレゼンテーション能力及び外国語のコミュニケーション能力を育成する授業として、各専攻にプレゼンテーション科目及びコロキウム科目を実施している。 大学院に入学と同時に各学生の指導教員を決め、各学生の研究課題に繋げるよう、履修計画表に研究テーマを申告し、授業科目を選択して履修するよう指導している。 指導教員は、学生の研究テーマに応じて、ゼミ、個別指導・助言などの方法により、学生個人に対してきめ細かい研究指導を実施している。																								
○ 適切な成績評価等の実施に関する具体的方策 〔学士課程〕 ① 授業科目は、出席状況、レ	○ 適切な成績評価等の実施に関する具体的方策 〔学士課程〕 ① 授業科目は、出席状況、レ	授業科目は、出席状況、レポート提出、試験結果などにより判定し、秀、優、																								

ポート提出，試験結果などにより判定し，秀，優，良，可の評定で単位を授与する。 ② 卒業研究は，研究成果をまとめた論文内容を審査のうえ，可否を判定する。審査にあたっては発表会を実施する。 ③ 平成16年度にGPA制度を導入し，学生指導に活用する。 ④ 平成19年度までにGPA制度の評価を行い，その結果に基づき見直しを図る。 〔大学院課程〕 ① 授業科目は，出席状況，レポート提出，試験結果などにより判定し，優，良，可の評定で単位を授与する。 ② 修士論文（産業戦略工学専攻はリサーチペーパーも含む）及び博士論文は，各学生毎に審査会を設置し，可否を判定する。	ポート提出，試験結果などにより判定し，秀，優，良，可の評定で単位を授与する。 （18年度以降実施のため，16年度は年度計画なし） ② GPA制度を導入し，学生指導に活用する。 （18年度以降実施のため，16年度は年度計画なし） 〔大学院課程〕 ① 授業科目は，出席状況，レポート提出，試験結果などにより判定し，優，良，可の評定で単位を授与する。 ② 修士論文（産業戦略工学専攻はリサーチペーパーも含む）及び博士論文は，各学生毎に審査会を設置し，可否を判定する。	良，可の評定で単位を授与している。 授業料免除の際，学業成績優秀者の判定にGPAを活用した。また，一部の学科において，1年次から2年次への進級の際に行う系プログラムへの配属の調整資料としてGPAを活用した。 授業科目は，出席状況，レポート提出，試験結果などにより判定し，優，良，可の評定で単位を授与している。 修士論文（産業戦略工学専攻はリサーチペーパーも含む）及び博士論文は，各学生毎に審査委員会（修士論文は2名以上，博士論文は3名以上，で構成）を設置し，可否を判定している。	
---	---	---	--

Ⅰ 大学の教育研究等の質の向上
 Ⅰ 教育に関する目標
 (3) 教育の実施体制等に関する目標

中 期 目 標	○教職員の配置に関する基本方針 ① 「工科大学構想」の実現を図るために必要な教育課程実施に向けて、教育類への適正な教員配置を行うとともに、技術職員・TA等の教育支援者を有効に配置し活用する。
	○教育環境の整備に関する基本方針 ① 学内の教育関連施設の有効活用を推進するとともに、設備の充実を図る。
	○教育の質の改善のためのシステムに関する基本方針 ① 授業内容及び方法の改善を図るための組織的な取り組みを推進するとともに、教育活動を評価し、質の向上に結びつけるシステムを構築する。

中期計画	年度計画	計画の進行状況等	
○ 適切な教職員の配置等に関する具体的方策 ① 平成15年度に「工科大学構想」に基づき、教員を「研究系」(4領域からなる)所屬とし、学部にあつては「学科・教育類」を、大学院にあつては「専攻」を設けて、教員がこれを担当するという柔軟な教育体制とした。これを平成19年度までに点検し必要に応じ見直す。 ② 技術職員、TA等の教育支援者を授業等へ配置することにより、学生の自学自習への支援体制を充実する。	○ 適切な教職員の配置等に関する具体的方策 ① 学部及び大学院の教育担当教員の配置について検討する。 ② 技術職員、TA等の教育支援者を授業等へ配置することにより、学生の自学自習への支援を行う。	教育担当教員の適正な配置を検討するため、学部第一部の講義科目を基準値1とした場合の演習科目、実験科目、卒業研究、第二部の授業科目、大学院の授業科目、研究指導の負担率を数値化した。この負担値に基づき、各教員の学部(第一部及び第二部)・大学院の授業時間数、卒業研究、研究指導の積算負担時間について調査した。	
		・ 教育類長(学科長)等からの業務依頼に基づき、技術部から技術職員を派遣し、各種実験・実習等の実験補助、技術指導等を行った。派遣職員数51名 ・ TAを教育支援者として各学科の実験、実習、製図科目、卒業研究、及び共通教育の演習、実験科目に配置した。 配置人員 博士後期 50名、実施総時間数 2549 時間 博士前期 518名、同 15354、5時間	
○ 教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策 ① 学内全施設の有効活用を推進するとともに、IT化に対応した設備を充実する。 ② 学術情報、教育研究の支援強化のため、図書館機能の充実を図り、中期目標期間中に学内の知的情報、教育情報等のデータベース化・リテラシースペースの整備を図る。 ③ 講義室の教育機器を充実するとともに、学習環境を整備する。	○ 教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策 (17年度から実施のため、16年度は年度計画なし) (18年度以降実施のため、16年度は年度計画なし) ① 講義室の机・椅子を更新し、学習環境を整備する。	年次計画に従い、講義室の机・椅子320脚を更新した。また、新たにプロジェクターを5講義室に設置した。	
		教育企画院の下に教育成果・効果の検証部会を設置し、教員及び学科、専攻の教育活動の自己点検・評価方法を、全学評価室と合同で検討し、17年度実施に向けて、自己点検・評価実施要項を策定した。	
○ 教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策 ① 教育の質を向上させるため、教員及び学科、専攻等の教育活動の評価を実施し、平成19年度までにその結果を	○ 教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策 ① 教育の質を向上させるため、教員及び学科、専攻等の教育活動の評価の実施について検討する。		

公表するとともに、必要な措置を講ずる。			
② 全ての授業科目についてシラバスを作成し、学生による授業評価を実施し学内に公表しているが、「教育企画院」において学外への公表方法を含め授業評価のあり方、活用方法等を随時見直す。	② 全ての授業科目についてシラバスを作成し、学生による授業評価を実施し学内に公表しているが、「教育企画院」において学生による授業評価の学外への公表方法について検討する。	- 全ての授業科目についてシラバスを作成した。 - 学生による授業評価を実施し、一部をホームページで公表した。	
○ 教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策 ① 「教育企画院」で実施している教育活動評価を活用して、FDの推進を図る。	○ 教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策 ① 「教育企画院」で教育活動評価をもとにFDの具体的な推進を図る。	- 学生による授業アンケートで高い評価を得た教員による授業のノウハウ集を作成し、全教員に配布した。 - FDの推進を図るため次のとおり、FD研究会を開催した。 平成17年3月10日(木) 入試セミナーと併催で開催した。 参加者：講師2名、高校教諭8名、本学教員39名 平成17年3月14日(月) 授業の改善方法等について事例発表と質疑・意見交換を行った。 参加者：本学教員15名	
② 領域において、異分野教員との相互啓発等によるFDの推進を図る。	② 領域において、異分野教員と技術部との相互啓発等を利用した教材開発を図る。	技術部において、教員と協力して、実験の手引き、実験教材の作成などを行った。	
③ 教員の研修を実施するために、「創造教育開発センター(仮称)」の設置を検討する。	(17年度から実施のため、16年度は年度計画なし)		
○ 学内共同教育センターに関する具体的方策 ① 複数の教育支援センターをより機動的に活動ができるよう、平成16年度に教育研究センターの運営機構本部を設置し、センターの教職員の配置については、常に有効に配置するよう随時見直す。	○ 学内共同教育センターに関する具体的方策 ① 複数の教育支援センターをより機動的に活動ができるよう、教育研究センターの運営機構本部を設置する。	5つのセンターで構成する教育研究センター機構全体の運営に関し必要な事項を企画・立案するため、教育研究センター機構運営本部を設置した。	

Ⅰ 大学の教育研究等の質の向上
 Ⅱ 教育に関する目標
 (4) 学生への支援に関する目標

中期目標

- 学生の学習支援や生活支援等に関する基本方針
- ① 教員と事務職員の協力による学生の修学指導体制の充実を図り、学生の学習面と生活面を総合的に支援する。
 - ② 学生への経済的支援の充実を図る。
 - ③ 就職指導体制の整備を図る。

中期計画	年度計画	計画の進行状況等
○ 学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策 ① 平成14年度に設置した「学生なんでも相談室」に加えて、更に学習相談・助言体制を一層充実するため、平成17年度までに教員とTAによる「学習相談室」を設置する。 ② 教員によるオフィスアワーの一層の充実を図る。 ③ 中期目標期間中に、建物毎の学生のコミュニケーションスペースの拡充を図る。 ④ 図書館において学生向けの図書・雑誌等の充実を図る。 ⑤ 中期目標期間中に、現在実施している図書館の土曜、日曜開館の増加及び夜間開館の一層の充実を行うなどにより、学生の需要に応じたサービスの向上を図る。 ○ 生活相談・就職支援等に関する具体的方策 ① 学生生活の充実のため、課外活動(部活動、自治会、ボランティアなど)を奨励し、支援を行う。 ② 「学生なんでも相談室」、安全・保健センターの学生相談室、メンタルチェックの自己診断等の有機的結合による	○ 学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策 ① 「学生なんでも相談室」に加えて、更に学習相談・助言体制を一層充実するため、教員とTAによる「学習相談室」を設置する。 ② 教員によるオフィスアワーを実施する。 (17年度から実施のため、16年度は年度計画なし) ③ 図書館において学生向けの図書・雑誌等を整備する。 ④ 図書館の夜間開館時間を延長する。 ○ 生活相談・就職支援等に関する具体的方策 ① 学生生活の充実のため、課外活動(部活動、自治会、ボランティアなど)を奨励し、支援を行う。 ② 「学生なんでも相談室」、安全・保健センターの学生相談室、メンタルチェックの自己診断等の連携を図り、相談	既存の学生なんでも相談室の機能を強化するとともに、修学相談・履修相談を充実するため、学習相談室を設置(平成17年3月)した。 学生なんでも相談室 インターカー(受付担当者) 2名 カウンセラー(非常勤) 2名 学生なんでも相談員 6名 相談件数 707件 学習相談室(平成17年4月から配置予定) インターカー 2名 基礎学習相談員 7名 専門学習相談員 6名 補助相談員としてTAを配置する。 教員によるオフィスアワーの時間、場所をシラバスに記載し、学生に周知し、実施した。 学生用図書購入費約6百万円、学術雑誌及びデータベース購入費約21百万円を充当し、学生向けの図書・雑誌等を整備した。 16年10月から、通常期(授業開講期間)の平日全てについて、22時まで開館延長した。(従来は、週2日は22時まで、その他は21時まで。) ・ 「学生等の表彰に関する要項」により、学生等を表彰した。 学長表彰 19名(件) 学生部長表彰 13名(件) ・ クラブ活動については、本学の他、在学生の保護者で組織する後援会及び本学の卒業生を主に構成される名古屋工業会から以下のとおり援助を行った。本学 1,109万円 後援会 667万円 名古屋工業会 91万円 ・ 「クラブ紹介」の冊子を作成し、新入生にPRを行った。 ・ 各サークルのリーダーを中心に「サークル活動リーダートレーニング」を実施した。 平成17年8月23日・24日 木曽駒高原セミナーハウス 参加学生 32名 ・ 副学長と工大祭実行委員会役員との意見交換会を2回実施した。 ・ 平成14年度に設置した「学生なんでも相談室」を平成16年度から学生センターの修学指導コーナーに設けた。相談件数: 707件 ・ 教員を「クラス担当委員」として指定し、学生の生活、修学などの相談に応じている。 16年度: 79クラス 145名

相談体制の整備充実を図る。	体制を整備する。	- 安全・保健センター内に「学生相談室」を設け、メンタル面での相談に応じている。相談件数：635件 「学生支援システム検討WG」を設置し、学生支援システムの改善について検討した。
③ 就職情報関連企業等との連携強化や就職相談員、就職支援担当職員による就職支援活動の充実を図るため、キャリアセンターの設置を検討する。	(17年度から実施のため、16年度は年度計画なし)	
④ 職業意識を高めるための教育を行うとともに、学生の資格取得のための支援を充実する。	③ 学生への「キャリア教育」の更なる推進について検討し充実を図る。	キャリア教育を推進するため、17年度に「工学教育総合センター」を設置し、この中に「キャリアオフィス」を設置することを決定した。
○ 経済的支援に関する具体的方策 ① 中期目標期間中に、奨学金の充実を図るため、学内奨学金制度の導入を検討する。	○ 経済的支援に関する具体的方策 (17年度から実施のため、16年度は年度計画なし)	
○ 社会人・留学生等に対する配慮 ① 社会人学生への学習支援体制の一層の充実を図る。	○ 社会人・留学生等に対する配慮 (17年度から実施のため、16年度は年度計画なし)	
② 中期目標期間中に、現在実施している図書館の土曜、日曜開館及び夜間開館の一層の充実を行うなどにより、社会人学生の図書利用サービスの向上を図る。	① 図書館の夜間開館時間を延長する。	16年10月から、通常期（授業開講期間）の平日全てについて、22時まで開館延長した。（従来は、週2日は22時まで、その他は21時まで。）
③ 中期目標期間中に、外国人研究者、留学生等の滞在施設の充実を図る。	(17年度から実施のため、16年度は年度計画なし)	
④ 本学独自に設けた「留学生後援会」による留学生への支援制度の充実を図る。	② 本学独自に設けた「留学生後援会」による留学生への支援を実施する。	- 福利厚生事業及び貸付事業を実施した。平成16年度申請なし - 留学生後援会賃貸住宅連帯保証事業を実施した。平成16年度：58件 - 災害援助対策基金（50万円）を設置した。

1 大学の教育研究等の質の向上
2 研究に関する目標
(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

中期目標	○目指すべき研究の水準に関する基本方針
	① 世界の「ものづくり」の中心地である中京地区の工学のリーダーとして、工学と産業技術の先導役にふさわしい世界最高水準の研究を推進し、工学の知的中核としての役割を果たす。
	② 工学技術の研究を通じて、新技術の開発や新しい工学技術文化の創造などの社会貢献を果たす。
標	○成果の社会への還元に関する基本方針
	① 先進的研究拠点の実現、大学と都市機能が一体となった頭脳拠点への展開、産学官連携のベンチャー創出を目指す。

中期計画	年度計画	計画の進行状況等	
○ 目指すべき研究の方向性 ① 教員個々の自由な発想を大切にする、基礎研究としての「シーズ研究」をより一層推進する。 ② 社会的要請に基づく次世代産業の創出につながる「ニーズ研究」を平成15年度に設置した「テクノイノベーションセンター」を中心に強力に推進する。 ③ 既存の産業構造や学問体系に拘束されず、異分野との融合や新しい価値創造につながる研究を組織的に推進する。 ④ 新産業の創出など地域産業をリードするとともに、産業界との連携を積極的に行い、中京地区にある工科系単科大学としてふさわしい「ものづくり」に関する研究を推進する。 ⑤ 国家的・社会的課題であるナノテクノロジー・材料分野、情報通信分野、環境分野、ライフサイエンス分野などの研究を推進し、世界のトップレベルの研究拠点をめざす。 ⑥ 国などによる競争的・戦略的大型プロジェクトの資金獲得へと発展する研究に組織的に取り組む。	○ 目指すべき研究の方向性 ① 教員個々の自由な発想を大切にする、基礎研究としての「シーズ研究」を推進する。 ② 社会的要請に基づく次世代産業の創出につながる「ニーズ研究」を「テクノイノベーションセンター」を中心に推進する。 (17年度から実施のため、16年度は年度計画なし) ③ 新産業の創出など地域産業をリードするとともに、産業界との連携を積極的に行い、中京地区にある工科系単科大学としてふさわしい「ものづくり」に関する研究を推進する。 ④ 国家的・社会的課題であるナノテクノロジー・材料分野、情報通信分野、環境分野、ライフサイエンス分野などについて、学内のシーズ研究を組織化した学内研究所を立ち上げる。 (17年度から実施のため、16年度は年度計画なし)	・ 各教員個人ごとに研究費を配分した。また、科学研究費補助金、奨学寄附金を獲得し、これらの経費により、シーズ研究を推進した。 ・ 大学研究活性化経費の配分に当たり、基礎研究の分類を設定し、若手を対象として14件を採択し、研究費を重点配分した。 ・ テクノイノベーションセンター大学院VBI部門において、新たな産業の創出を目的とした研究プロジェクト5件を採択するなど、ニーズ研究の推進に努めた。また、学外機関等との共同研究174件、受託研究37件、計211件の実施などで、ニーズ研究を推進した。 ・ テクノイノベーションセンター共同研究部門がコーディネートした共同研究・受託研究の実施、企業からの寄附金により設置した寄附講座・寄附研究部門の活動を通じて「ものづくり」に関する研究を推進した。 ・ 「名古屋工業大学プロジェクト研究所設置規程」及び「名古屋工業大学プロジェクト研究員の取扱いに関する規程」を制定し、16年度に2研究所を設置した。更に、ナノテクノロジー、材料分野の4研究所を17年4月1日付けで設置することを決定した。	
○ 大学として重点的に取り組む領域 ① 狭義の工学の枠を超え、異分野との融合による新産業の創出につながる新しいプロジェクト研究 ② 防災・環境など時代に応じて地域社会と連携・協力して	○ 大学として重点的に取り組む領域 (17年度から実施のため、16年度は年度計画なし) ① 地域社会と連携・協力して推進する「地震防災合同プロ	・ 愛知県刈谷市における「自主防災会活動支援事業」に本学教員が統括コーディネーターとして参加し、地震防災プロジェクト研究を行った。	

推進するプロジェクト研究 ③ 国家的・社会的課題であるナノテクノロジー・材料分野、情報通信分野、環境分野、ライフサイエンス分野について、学内のシエーズ研究を組織化したプロジェクト研究 i 新機能デバイス、新機能材料、微細加工、微細制御など、原子・分子レベルのナノスケールでの制御に基づくナノテクノロジー・材料分野 ii 次世代コンピュータ技術、マルチメディア通信技術、知能システム技術、メディア情報処理技術などユビキタスネットワーク社会を実現するための情報通信分野 iii 環境保全、資源・エネルギーの有効利用、自然エネルギー活用、ゼロエミッションタウンなどの人間社会や自然環境との調和をめざす環境工学分野 iv 生命機能解明、遺伝子工学、生体適合性材料、バイオセンサー、遠隔医療、遠隔介護などのライフサイエンス分野 ④ 21世紀COEプログラム「環境調和セラミックス科学の世界拠点」の研究 ⑤ 名古屋大学医学部や名古屋市立大学医学部などの協力による医学と工学を連携したプロジェクト研究 ○ 成果の社会への還元に関する具体的方策 ① 研究環境が競争的・戦略的重点化する中で、先進的研究拠点の実現、大学と都市機能が一体となった頭脳拠点への展開、産学官連携の新産業創出等へ挑戦する。 ② 大学で生まれた知的財産を、平成15年度に設置したテクノイノベーションセンター（知的財産本部）で一元的に管理するとともに、積極的に社会への技術移転を図る。 ③ テクノイノベーションセンターのもとで、平成15年度に設置したインキュベーション施設の充実を図り、共同研究センター、大学院ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーと一体的に運営し、新産業に結びつく技術を生み出すとともに社会とのリエゾニング機能を強化する。	プロジェクト」、「堀川・市民がつくるインフラ研究会」。 (17年度から実施のため、16年度は年度計画なし) ② 21世紀COEプログラム「環境調和セラミックス科学の世界拠点」の研究 ③ 名古屋大学医学部や名古屋市立大学医学部などの協力による医学と工学を連携したプロジェクト研究 ○ 成果の社会への還元に関する具体的方策 (17年度から実施のため、16年度は年度計画なし) ① 大学で生まれた知的財産を、テクノイノベーションセンター（知的財産本部）で一元的に管理するとともに、積極的に社会への技術移転を図る。 ② テクノイノベーションセンターのもとで、共同研究センター、大学院ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーを一体的に運営し、テクノイノベーションセンター共同研究部門、大学院VBL部門とする。	・ 本学教員が中心となり発足させた、「堀川・市民がつくるインフラ研究会」においてワークショップを行った。 ・ 堀川ライオンズクラブと共同で「市民参加型水質調査」の実施及び水質浄化エコロボットを作成した。 ・ 14年度に採択された21世紀COEプログラム「環境調和セラミックス科学の世界拠点」により、新規な無機機能材料や無機・有機ハイブリッド機能材料などによる環境調和材料の研究開発を推進した。仏・リモージュ地域に立地する国立セラミックス工科大学院大学及びリモージュ大学を中心とする教育研究機関と合同で、同地においてシンポジウムを開催した。 ・ 医学・工学を連携させた「外科手術支援システム」、「医学教育訓練システム」を開発した。主な成果は、①直感的操作可能な遠隔力覚臨場感手術システムの開発②組織内埋入型下顎骨自動延長装置の開発③歯科医療への工学的支援（歯冠補綴物のCAD/CAMと人工現実感を用いた治療訓練システム） ・ テクノイノベーションセンターに知財管理部門を置き、知的財産管理を一元的行った。 ・ 16年度の特許出願件数は106件。 ・ 外国出願権1件を企業に有償譲渡した。 ・ 共同研究センター、大学院ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーをテクノイノベーションセンターの共同研究部門及び大学院VBL部門とし、一体的に運営した。
--	--	--

④ 大学院の研究成果を発表するため、平成11年度から実施している「工学教育テクノフロンティア」の一層の充実を図る。	③ 大学院の研究成果を社会に公開する場としての「工学教育テクノフロンティア」を中部経済産業局との連携のもとに進める。	「工学フロンティア」を抜本的に改め、中部経済産業局、愛知県、名古屋市との連携のもと、全学の出組みとして、研究成果を一般に公開する「名古屋工大テクノフェア」を11月1日に開催した。ブース形式で「自然と科学の融合」を掲げるメインテーマ発表16件、一般発表44件の成果発表、「人間型ロボットの運動制御技術の歩み」と題した総合講演の開催及び学生が製作に取組むソーラーカー、フォーミュラカーの展示などを行い、約700名（企業からは約300名）の参加があった。
○ 研究の水準・成果の検証に関する具体的方策 ① 平成16年度に研究全般に関する企画・立案機関として「研究企画院」を設置する。 ② 「研究企画院」において、先導すべき分野・プロジェクト戦略の策定を行う。 ③ 各教員及び学内プロジェクト研究の研究成果を定期的に評価し、研究水準を常に把握するとともに、評価結果を研究費等の配分に反映させる。	○ 研究の水準・成果の検証に関する具体的方策 ① 研究全般に関する企画・立案機関として「研究企画院」を設置する。 ② 「研究企画院」において、先導すべき分野・プロジェクト戦略の策定を行う。 (17年度から実施のため、16年度は年度計画なし)	研究全般に関する企画・立案機関として「研究企画院」を設置し、プロジェクト研究所設置規程の整備及び大学研究活性化経費の配分方法の検討・審査を行った。 「研究企画院」において、先導すべき分野として材料開発分野を掲げるとともに、大型プロジェクト研究を推進するため、外部資金により設置する「名古屋工業大学プロジェクト研究所設置規程」を制定した。

1 大学の教育研究等の質の向上
2 研究に関する目標
(2) 研究実施体制等の整備に関する目標

中 期 目 標	○研究者等の配置に関する基本方針
	① 「工科大学構想」に基づき、一人一人が自律した研究者として研究を遂行し、かつ学際的プロジェクトを組織しやすくすることを目指すために、これまでの講座制にとらわれない研究者配置を実施する。
	② 技術職員は、技術全般を見渡せる研究支援者として、全学的視点から配置する。
	○研究環境の整備に関する基本方針
	① 学際的な研究プロジェクトを推進し、研究資金を適正にかつ重点的に配分する。
	② 研究の場を確保するため、施設の有効活用を推進する。
	③ 大型研究設備の計画的整備を図るとともに、設備を有効的・効率的に運用する。
	○研究の質の向上システム等に関する基本方針
	① 適切な研究活動に関する評価を実施する組織を整備し、多様な評価軸の設定や学際性を涵養するシステムを適切に機能させる。

中期計画	年度計画	計画の進行状況等	
○ 適切な研究者等の配置に関する具体的方策	○ 適切な研究者等の配置に関する具体的方策	教員の研究活動・生活の場として運営している領域は、研究活動のみの場として運営するよう見直し、16年10月から実施した。領域は、教員相互の研究親睦の推進、研究プロジェクトの推進などを行うことにした。会議や諸行事の連絡、予算の執行などの日常的な業務は、教育類（学科の教育を担当する教員組織）、独立専攻、センターで行うことにした。	
① 「工科大学構想」を実現するために、平成15年度から教員組織を「研究系」（4領域からなる）として一元化した。これは、従来の学科・講座という枠組みを離れ、研究活動・生活を中心に教員を組織した。この運営方法等については、平成19年度までにより充実を図るため見直す。	① 教員組織である領域の運営方法等について見直す。		
② 平成16年度末までに、重点領域の研究を推進するための先端研究者を特任教授（仮称）として採用する制度を設ける。	② 重点領域の研究を推進するための先端研究者を特任教授（仮称）として採用する制度を設ける。	国立大学法人名古屋工業大学プロジェクト特任教授の選考に関する規程を制定し、1名を採用した。	
③ 平成16年度末までに、競争的資金による若手の任期付研究員等の積極的な採用制度を確立する。	③ 競争的資金による若手の任期付研究員等の積極的な採用制度を確立する。	名古屋工業大学プロジェクト研究員の取扱いに関する規程を制定し、学外の研究者、博士の学位を有する者を任期付職員又は非常勤職員として、採用できることとした。	
④ 研究をより充実したものととして実践するために、全学的視点に立った技術職員の再配置を平成16年度末までに行う。	④ 研究をより充実したものととして実践するために、全学的視点に立った技術職員の再配置を行う。	技術職員のあり方について検討を行い、名古屋工業大学技術部組織規程を制定し、平成17年4月から学長が指名する副学長を技術部長とし、技術課を設置すること、技術課長及び技術主幹を配置することを決定した。技術課内に技術班を設置し、各班ごとの業務を明確にすること及び業務依頼に関する手続き等を明記することを決定した。	
⑤ 大学として重点的に取り組む研究にRAを重点的に配置する。	⑤ 大学として重点的に取り組む研究にRAを配置する。	各専攻から申請のあった研究テーマに基づき、35人のRAを重点的に配置した。	
○ 研究資金の配分システムに関する具体的方策	○ 研究資金の配分システムに関する具体的方策		
① 本学の目指す方向に合致した学際的研究プロジェクトの積極的な学内提案を促した上で、「研究企画院」が複数の研究プロジェクトを選定し、研究資金を重点投資する。	① 17年度から実施のため、16年度は年度計画なし		

② 研究資金を重点的に配分する研究分野については、「研究企画院」において社会の動向に応じて随時見直す。 ③ 教員の研究意欲と大学全体の活性化を図るため、ブラインドレフリー制度を取り入れた「大学研究活性化経費制度」を一層有効的に機能させるとともに、更なる運用方法の改善について平成16年度末までに検討する。	(18年度以降実施のため、16年度は年度計画なし) ① 教員の研究意欲と大学全体の活性化を図るため、ブラインドレフリー制度を取り入れた「大学研究活性化経費制度」を一層有効的に機能させるとともに、更なる運用方法の改善について検討する。	大学研究活性化経費の運用方法を検討し、基本方針を定めた。 ・「特別研究」として、「独創的・先駆的」、「地域社会連携・協力」を行う研究について、ブラインドレフリーによる審査を行った。 ・「一般研究」として、「独創性に富む研究」について外部資金獲得実績、社会的活動を重視した審査を行った。 ・「基礎研究」の枠を新設し、応用研究以外の分野に配慮した。 ・16年度は99件の申請に対して26件を採択した。	
○ 研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策 ① 「研究企画院」「産学官連携本部」及び「施設マネジメント本部」において、学内研究の流動性を高めるためオープンラボの拡充整備、大学院ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーの有効活用、施設のスペースチャージ（施設使用料）制の導入などを検討し、平成16年度末までに実施する。 ② 「研究企画院」及び「テクノイノベーションセンター」において、学外施設の活用や連携等も考慮に入れた上で大型研究設備の計画的整備に関する基本方針を策定し、大型研究設備の計画的整備を図る。 ③ 「研究企画院」及び「テクノイノベーションセンター」において、現有の大型研究設備の有効的・効率的な運用に関する基本方針を策定し、大型研究設備の有効的・効率的な運用を推進する。	○ 研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策 ① 「研究企画院」「産学官連携本部」及び「施設マネジメント本部」において、学内研究の流動性を高めるためオープンラボの拡充整備、大学院VBL部門の施設の有効活用、施設のスペースチャージ（施設使用料）制の導入などを検討し、実施する。 (17年度から実施のため、16年度は年度計画なし) (17年度から実施のため、16年度は年度計画なし)	・ 外部資金を獲得した教員が優先的に使用できるオープンラボを新たに3室、100m²整備した。 ・ 大学院VBL部門の施設配分に当たり、専攻ごとの配分から、より流動性の高い、テーマを重視した配分に改めた。 ・ 施設のより一層の流動化を図るため、スペースチャージ制度導入を決定した。これに伴い「名古屋工業大学における施設の有効活用に関する規則」を見直し、スペースチャージ（課金対象）範囲を明確にした。	
○ 知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策 ① 平成15年度に設置した「テクノイノベーションセンター」を通じて、研究の成果を知的財産の創出に結びつける。 ② 「テクノイノベーションセンター」において、知的財産の適正な管理を推進し、知的財産の有効な活用及び実用化を図る。 ③ 産学官連携の環境整備として、「テクノイノベーションセンター」において、利益相反及び知的財産に関する学内ルールを平成16年度までに確立する。	○ 知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策 ① 学内で創出した研究の成果は「テクノイノベーションセンター」を通じて、まず仮基礎出願し、その後実用化の市場調査を行ったうえで本出願を行う手法を確立する。 ② 知的財産の有効な活用及び実用化を図るため、職務発明等の実施により得た収益の配分方法を発明者のインセンティブを含め確立する。 ③ 産学官連携の環境整備として、「テクノイノベーションセンター」において、利益相反及び知的財産に関する学内ルールを策定する。	・ 仮基礎出願、市場調査を行ったのち、弁理士を通じて本出願を行う手法を確立した。年間の仮基礎出願は54件。 ・ 仮基礎出願ののち、名古屋工業大学研究協力会及び中部TLOへ情報開示を行い、特許の活用、実用化を図っている。 ・ 「国立大学法人名古屋工業大学職務発明規程」を制定し、その規程の中で職務発明等の実施により得た収益の配分方法を、①発明者30%②発明者が指定する本学の組織又は事業10%③法人30%④テクノイノベーションセンター知財管理部門30%と規定し、配分方法を確立した。 ・ 「国立大学法人名古屋工業大学利益相反マネジメント規程」を制定し、学長のもとに「利益相反マネジメント委員会」を設置した。 ・ 「国立大学法人名古屋工業大学職務発明規程」を制定し、職務発明に係る知的財産は法人に帰属することとした。 ・ 職務発明の認定等を審議するため、「知的財産委員会」を置くこととした。	
○ 研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策 ① 平成17年度末までに、全教員の個人評価の中で研究に関する評価を試行し、平成18年度から実施する。	○ 研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策 (17年度から実施のため、16年度は年度計画なし)		

② 全教員の個人評価の中の研究に関する評価結果を踏まえ、高い評価を得た教員には、研究費及び研究環境等の整備などの研究支援の充実を図るなど、適切な措置を講ずる。	(18年度以降実施のため、16年度は年度計画なし)		
③ 知的財産権を研究業績・実績として評価するシステムを確立する。	(18年度以降実施のため、16年度は年度計画なし)		
○ 学内共同研究センターに関する具体的方策 ① 複数の研究センターや研究支援センターをより機動的に活動できるよう平成16年度に教育研究センター機構運営本部を設置し、センターの教職員の配置については、常に有効に配置するよう随時見直す。	○ 学内共同研究センターに関する具体的方策 ① 複数の研究センターや研究支援センターをより機動的に活動できるよう教育研究センター機構運営本部を設置する。	5つのセンターで構成する教育研究センター機構全体の運営に関し必要な事項を企画・立案するため、教育研究センター機構運営本部を設置した。	

Ⅰ 大学の教育研究等の質の向上
 3 その他の目標
 (1) 社会との連携、国際交流等に関する目標

中期目標	○教育研究における社会との連携・協力、国際交流等に関する基本方針 ① 地域社会に開かれた大学を目指す。 ② 地域社会・産業界との連携・協力のための組織を整備する。 ③ 地域の需要に応じ、公開講座やセミナーの開催などの社会貢献を推進する。 ④ 企業や自治体の求めに応じ、高度研修や技術指導を行う体制を構築する。 ⑤ 「工科大学構想」に基づいて、産学官連携を進めるとともに、研究成果を産業界など社会に積極的に還元する。 ⑥ 学術交流協定校をより一層増やすとともに、外国人研究者、留学生等の受け入れ体制の整備充実を図り、国際交流を積極的に推進する。 ⑦ 世界研究拠点に相応しい国際共同研究・国際研究集会を積極的に実施するなど、国際的な連携協力を推進する。
------	--

中期計画	年度計画	計画の進行状況等	
○ 地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策 ① 生涯学習、高大連携、公開講座などの企画立案組織及び外部との窓口としての機能を持つ「創造教育開発センター（仮称）」の設置を検討する。 ② 公開講座やセミナーなどを積極的に開催する。 ③ 中学生、高校生を対象とした出張授業、体験入学、ものづくり技術講習会等の事業の充実を図り、初等中等教育に貢献する。 ④ 国・地方公共団体や経済団体等の審議会、委員会の委員、研究会等を通じて、政策形成への参画や技術教育サービスに貢献する。 ⑤ 中期目標期間中に、図書館の全所蔵資料を公開するため目録の整備を行い、平成15年度から実施している一般市民向けへの貸出制度を充実する。 ⑥ 本学と名古屋市鶴舞中央図書館などとの鶴舞地区図書館コンソーシアムを平成16年度に構築し、相互利用制度の	○ 地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策（17年度から実施のため、16年度は年度計画なし） ① 公開講座やセミナーなどを開催する。 ② 中学生、高校生を対象とした出張授業、体験入学、ものづくり技術講習会等の事業を実施する。 ③ 国・地方公共団体や経済団体等の審議会、委員会の委員、研究会等を通じて、政策形成への参画や技術教育サービスに貢献する。 ④ 図書館の全所蔵資料を公開するため目録の整備を行い、一般市民に貸し出す。 ⑤ 本学と名古屋市鶴舞中央図書館などとの鶴舞地区図書館コンソーシアムを構築し、相互利用制度の検討を進める。	・ 公開講座を12件（総受講者数：261名）実施した。 ・ 学外におけるサテライトセミナーを3件（総受講者数：200名）実施した。 ・ 企業等の技術者・研究者を対象にした高度技術セミナーを1件（受講者数：7名）実施した。 ・ 研究者・技術者を対象とした講演会を4件（総受講者数：91名）実施した。 16年度は、次の事業を実施した。 ・ 出張授業（全国の高校へ出向き、派遣教員の専門分野をわかりやすく講義することにより工学部進学への動機付けを目的としている） 実施状況：51高校 派遣教員数：61名 受講高校生：2385名 ・ 体験入学（高校生が本学で授業、実験に参加して工学のおもしろさを実感し、将来の進路選択の参考とすることを目的とする）； 平成16年8月23日、24日 高校生76名参加 講義47-7、実験97-7で実施した。 ・ ものづくりに挑戦（中学生を対象に実際にものをつくることの楽しさを実感させることにより、理科離れの解消の一助になることを目的とする）； 平成16年8月3日～5日 中学生112名参加 実験107-7で実施した。 ・ 国・地方公共団体や経済団体等の審議会の委員、研究会等を通じて、政策形成への参画や技術教育サービスに貢献した。（16年度の審議会等の委員数（延べ人数）：国の機関29人、地方公共団体85人、その他の団体109人、計223人） ・ 図書館の閲覧入力を約14千件実施し、目録の整備を行った。 ・ 一般市民向けに図書館の利用案内をウェブで提供した。16年度学外利用者数1,219人、学外者貸出数362冊。 ・ 本学と名古屋市鶴舞中央図書館との間で相互利用協定を締結した。 ・ コンソーシアムについては、東海4県の大学図書館と公立図書館が参加する東海地区図書館協議会を設置し、館種を超えた連携協力を実施するための制度を作ることとしており、現在連携作業部会で具体的なプランを作成中で	

検討を進める。 ⑦ 瀬戸市と共同で行っている「陶都・瀬戸ルネッサンス事業」などの地域貢献事業を推進する。	⑥ 瀬戸市と共同で行っている「陶都・瀬戸ルネッサンス事業」を推進する。また、瀬戸市以外の地方公共団体との技術・文化協力についても検討する。	ある。鶴舞地区の図書館もこの中に包含され、より広範囲の相互利用が図れるため、その中で実施の検討を行う。 文部科学省の地域貢献特別支援事業として、瀬戸市と共同で8件の共同研究、技術者講習会、瀬戸市セラミックス企業見学会及び技術者交流会を実施した。 ・地域貢献特別支援事業が16年度で終了するため、瀬戸市との新たな事業展開を図るため、連携協定を締結した。 ・地域貢献事業をさらに推進するため、瀬戸市に加えて、愛知県犬山市及び財団法人名古屋都市産業振興公社とも連携協定を締結した。
○ 産学官連携の推進に関する具体的な方策 ① 「産学官連携本部」で、今までの枠組みにとらわれない新しい産学官連携を推進する方策を検討し、平成16年度までに公表する。 ② 「テクノイノベーションセンター」のもとで、平成15年度に設置したインキュベーション施設の充実を図り、共同研究センター、大学院ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーと一体的に運営し、新産業に結びつく技術を生み出すとともに社会とのリエゾン機能強化を図る。 ③ 共同研究センター・セラミックス基盤工学研究センター・大学院ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーが開設している成果報告会、講演会、高度技術者研修等の専門家向け講座の一層の充実を図る。 ④ 200社以上が参加している名古屋工業大学研究協力会と共同で開催している、共同研究センターにおける研究会・セミナー等を更に充実する。 ⑤ 企業等産業界の人材を積極的に活用し、産学連携・ものづくり教育などを強化する。 ⑥ ホームページにより発信している研究者や研究情報の検索サービス「研究者情報検索サービス」を充実する。	○ 産学官連携の推進に関する具体的な方策 ① 「産学官連携本部」で、今までの枠組みにとらわれない新しい産学官連携を推進する方策を検討し、公表する。 ② 「テクノイノベーションセンター」のもとで、共同研究センター、大学院ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーを一体的に運営し、テクノイノベーションセンター共同研究部門、大学院VBL部門とする。 ③ 共同研究部門・大学院VBL部門・セラミックス基盤工学研究センターにおいて成果報告会、講演会、高度技術者研修等の専門家向け講座を実施する。 ④ 200社以上が参加している名古屋工業大学研究協力会と共同で開催している、共同研究部門における研究会・セミナー等を実施する。 (17年度から実施のため、16年度は年度計画なし) ⑤ ホームページにより発信している研究者や研究情報の検索サービス「研究者情報検索サービス」を充実する。	本学と企業との間で、特定の分野を定めて研究等の交流を行う「分野別連携」方式を導入した。この協定は、守秘義務協定のもとで、本学のもつシーズと企業等がもつニーズについて互いに交流し、連携を図ることにより、早期に幅広い産学連携体制等を構築するものである。 16年度は3社と締結。 共同研究センター、大学院ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーをテクノイノベーションセンターの共同研究部門及び大学院VBL部門とし、一体的に運営した。 ・共同研究部門が中心となり、企業等の技術者・研究者を対象にした高度技術セミナー（受講者数：7名）を実施した。 ・大学院VBL部門が中心となり、「名工大テクノフェア」を実施し、研究報告、講演会を実施した。 ・岐阜県多治見市に設置しているセラミックス基盤工学研究センターにおいて、多治見市と近隣の4試験研究機関の成果発表会と同時に研究成果発表会を開催した。 ・28の研究グループを設置し、研究会を38回（総参加者数1,870名）実施した。 ・講演会を1回（受講者数：34名）実施した。 ・学外におけるサテライトセミナーを3回（総受講者数：200名）実施した。 ・ホームページにより発信している「研究者情報検索サービス」に、研究者の最近の研究成果の紹介、現在の研究内容の紹介、希望する共同研究テーマなどを掲載し、研究者の研究成果などをアピールする項目として、「研究内容」の項目を新たに設けた。
○ 地域の公私立大学等との連携・支援に関する具体的な方策 ① 愛知学長懇話会を通じた愛知県下47大学との単位互換事業をはじめとする教育連携・支援事業を一層強化する。	○ 地域の公私立大学等との連携・支援に関する具体的な方策 ① 愛知学長懇話会を通じた愛知県下47大学との単位互換事業をはじめとする教育連携・支援事業を実施する。	・愛知学長懇話会を通じた愛知県下47大学との単位互換事業を実施した。 本学の開放科目：11科目 本学からの派遣学生1名 2科目受講 特別聴講学生受入れ18名 6科目受講 ・スーパーサイエンスハイスクール（一宮高校）の協力大学として、講義、実験講習会を行った。 特別講義 1件、実験講習会 5テーマ、特別研究 3テーマ ・愛知県教育特区の実施大学として、「知の探検講座」を担当し、講義、実験を行った。 講義 2件、実験 6テーマ 高校生 各20名が参加
○ 留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的な方策 ① 「留学生センター」の機能を充実すると共に、国際交流を推進するため「国際交流センター（仮称）」を平成17年度に設置し、外国人留学生、外国人研究者の受け入れ体制並びに本学の研究者、学生の海外	○ 留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的な方策 ① 現在ある「留学生センター」の機能を充実するため、「留学生センター」を発展解消し、国際共同研究などの企画、立案を行うとともに、本学の特色である産学連携を国際的視点で行う「国際交流センター（仮	・現在ある「留学生センター」の機能を充実するため、「留学生センター」を「国際交流センター」に改組拡充することを検討し、17年4月に設置することを決定した。 ・国際交流センターでは、国際社会に貢献できる人材の養成及び国際的視野に立った産学官連携の推進を図ることとしている。 ・「国際交流センター」の設置に併せて、同センターの事務を推進できるため、研究協力課及び留学生課を統合して研究国際部を設置し

外派遣の充実を図る。 ② 外国人留学生については、多様な国・地域からの受け入れを図る。 ③ 「留学生後援会」の拡充を図るとともに、民間等からの留学生への支援の拡大などを図る。 ④ 中期目標期間中に交流協定の見直しを図るとともに、本学の特色に合った新たな外国の大学等との交流協定を締結する。 ⑤ 交流協定校との学生交流を推進するとともに、交流協定校からの留学生の受け入れに当たっての授業料不徴収措置を拡大する。また、交流協定校以外の大学とも学生交流の推進を図る。 ⑥ 21世紀COE等による国際共同研究、国際研究会等を積極的に実施する。 ⑦ 在外研究員の派遣、大学院ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーの海外研究開発動向調査派遣等の国際学術交流の充実とその活用を図る。 ○ 教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策 ① 本学教員を、国際協力機構等が実施する技術協力事業に積極的に派遣する。 ② 学術振興会、国際協力機構等が実施する国際協力事業の委託業務について、その受託について積極的に取り組む。	称)」の設置について、事務局の再編も含め、検討する。 ② 外国人留学生については、多様な国・地域からの受け入れを図るため「日本留学フェア」等へ参加する。 (17年度から実施のため、16年度は年度計画なし) (17年度から実施のため、16年度は年度計画なし) ③ 交流協定校との交流を推進する「国際大学交流セミナー」を企画し、(財)日本国際教育協会へ申請する。 ④ 21世紀COEによる国際シンポジウム、瀬戸市と共同で行っている「陶都・瀬戸ルネサンス事業」による国際ワークショップを開催する。また、平成17年度に迎える本学の創立100周年の記念事業として、「工科大学・次の100年・世界会議(仮称)」の開催の検討を始める。 ⑤ 在外研究員の派遣、大学院VBL部門の海外研究開発動向調査派遣等の国際学術交流を実施する。 ○ 教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策 ① 本学教員を、国際協力機構が実施するプロジェクトに長期派遣専門家として参画させる。 (17年度から実施のため、16年度は年度計画なし)	れ 学術振興課及び国際交流課とすることを決定した。 ・ 日韓プログラム推進フェア(合同説明会)に参加した。 平成16年10月2日 韓国ソウル 慶熙大学 韓国学生参加者22名 本学出席者3名、韓国学生参加者22名 ・ 外国人留学生のための進学説明会へ参加した。 外国人留学生のための進学説明会へ参加した。 東京会場 本学出席者 3名 留学生参加者 83名 大阪会場 本学出席者 3名 留学生参加者 68名 交流協定校との交流を推進する「国際大学交流セミナー」を企画し、(独)日本学生支援機構へ平成17年3月に申請した。 21世紀COE及び文部科学省地域貢献特別支援事業「名工大・瀬戸市セラミックス文化支援事業」の国際連携活動として、EUにおけるセラミックス研究拠点である仏・リモージュ地域に立地する国立セラミックス工科大学院大学及びリモージュ大学を中心とする教育研究機関と本学及び瀬戸市により、同地で合同シンポジウムを開催した。研究発表として、19件の基調講演、97件のポスター発表を行った。 ・ 創立100周年記念事業として、国際シンポジウムを開催するため、創立100周年記念事業委員会国際フォーラム部会において開催に向けた検討を開始した。 ・ 海外先進教育研究実践支援プログラムにより4名を派遣した。 ・ 大学院VBL部門海外研究開発動向調査派遣として、教員1名を半年間、米国カリフォルニア大学に派遣した。 国際協力機構が実施するプロジェクトのうち、「マルチメディア教材開発」のため、長期派遣専門家として教員1名をマレーシアに派遣した。(派遣期間:15.5.11~16.5.10)	
--	---	---	--

I 大学の教育研究等の質の向上に関する特記事項

I 教育

1. 学部

(1) 学科の再編整備

- ① 近年の工学分野における高度化・先端化、及び境界領域における多様化・複雑化に対応し、とりわけ生命・環境・エネルギー・材料・IT・デザイン分野を取り込むことにより、産業界のニーズに応えるため、平成16年4月に工学部第一部8学科を7学科に、工学部第二部4学科(1学科を名称変更)に再編整備した。
- ② 第一部は、生命・物質工学科、環境材料工学科、機械工学科、電気電子工学科、情報工学科、建築・デザイン工学科、都市社会工学科の7学科である。各学科には、各専門分野の基礎基本知識を体系的に習得できるように、それぞれ2～3のプログラムを置いている。プログラムは、2年次から学生の希望により選択することになっている。
- ③ 第二部は、物質工学科、機械工学科、電気情報工学科、社会開発工学科の4学科である。

(2) 工学創成プログラム

- ① 第一部には、学生自らが目標を持ち、組み立てた学習計画に沿って学ぶ工学創成プログラムを設置している。このプログラムは、環境やエネルギーなど複合技術分野で求められている、専門性に自主性や幅広い視点を備えた人材の育成を図るためのものである。
- ② 工学創成プログラムは、本学の各学科が開講しているすべての専門科目を履修対象とすることが可能である。指導を受けたい教授又は助教授を専属アドバイザーに指名し、その指導の基に独自の学習計画を組み立て、履修していくものである。
- ③ 学生は、アドミッション・オフィス入試により、入学時から工学創成プログラムを選択できる他、第2年次からも選択できるようになっている。
- ④ 17年4月から2名の学生がこのプログラムを選択することを決定した。2名とも2年次からこのプログラムを選択することになったものである。このうち1名の学生は、噴水のデザイン・設計を目標としており、他の1名は、交通や人の流れなどの諸問題に対してアプローチするオペレーション・リサーチに取り組むことを目標としている。

2. 大学院

(1) 専攻構成

- ① 本学の工学研究科は、学部基礎を置き、学部で学んだ専門分野を更に深く学ぶ、物質工学、機能工学、情報工学、社会工学の4専攻と、学部基礎を置き、学際的、横断的な分野を学ぶ、独立専攻である都市循環システム工学専攻と産業戦略工学専攻で構成している。

(2) 産業戦略工学専攻

- ① 本学では、一世紀に及ぶ工学教育の実績をもとにMOT(技術経営)教育を専門的に行う産業戦略工学専攻を設置している。経営戦略、マネジメント、マーケティング、知的財産など経営感覚を備えた高度な能力を有する技術者の養成を目指すものである。
- ② 本専攻には、社会人を対象に、1年間で修士の学位取得が可能な短期在学コースも設置している。
- ③ 本専攻は、主として社会人については職業経験によって得られた固有技術を体系的に整理し、産学連携による技術イノベーションに導き、知的所有権や経営的センスの能力育成を通じて、キャリアアップを図り、新たな起業、既存企業のイノベーションや業種転換・新プロジェクト創出ができる先進的な経営感

覚を有する技術者の養成を目指すものである。また、学部新卒学生については、長期インターンシップなどにより、実践実用的側面の教育、市場や経済評価を踏まえた技術開発等の教育を行うものである。

3. 学生相談体制

(1) 相談体制の整備充実

- ① 学生なんでも相談室、学習相談室、クラス担当委員を設置し、安全・保健センターにおける健康相談(身体面及び精神面)、学生部職員による相談を含め、これらを連携して、様々な学生からの相談に対応できる体制を整備している。
- ② 学生部の中に置いてある学生なんでも相談室のインテーカー(受付担当者:学生部職員)2名は、学生から相談があった場合、その相談内容に応じてふさわしい相談担当者を紹介している。学業に関することであれば学習相談室又はクラス担当委員を、身体面や精神面に関することであれば安全・保健センターを紹介することになる。
- ③ 学生なんでも相談室には、インテーカーの他、6名の相談員(本学教員)及びカウンセラー(非常勤)2名を配置して、学生の相談に応じている。
- ④ 学習相談室は、17年3月に設置した。専門科目であれば専門学習相談員(本学教員の中から配置)が質問内容に応じて各学科の教員を紹介する。数学・物理・化学・英語の基礎的な内容については、基礎学習相談員(本学教員やティーチングアシスタントの中から配置)が対応する。
- ⑤ クラス担当委員は、各学年の各学科ごとにそれぞれ各学科の教員を配置し、学問的指導から一身上の問題についても相談に応じている。
- ⑥ 安全・保健センターでは、身体面については本学の医師が、精神面については本学の精神科医師及び臨床心理士(非常勤)がそれぞれ相談に応じている。

(2) ハラスメント相談

ハラスメント相談員として21名の本学教職員を配置し、アカデミック・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメントの相談に応じている。また、セクシュアル・ハラスメントについては、ティーベック株式会社セクハラ相談室による学外相談窓口も開設し、相談に応じている。

II 研究

1. プロジェクト研究所の設置

- (1) 異なる専門分野の融合による新しい学問領域を開拓するとともに、新産業の創出を目的として、複数の研究者の協力の下に研究を推進するため、プロジェクト研究所制度を設けた。
- (2) このプロジェクト研究所は、学際プロジェクトや産学官連携に資する研究を推進するもので、研究に要する経費は、各年度2,000万円以上の外部資金をもって充て、設置期間は3年以上5年以下とすることが条件である。
- (3) 研究所は、本学の教授又は助教授が研究代表者となり、分担者は、本学の教員、学外の研究者、ポスドクで構成するものである。
- (4) 学外の研究者、ポスドクはプロジェクト研究員として雇用できるものである。学外の研究者の身分は任期付職員又は非常勤職員であり、ポスドクは非常勤職員である。また、学外の研究者は、「プロジェクト教授」、「プロジェクト助教授」、「プロジェクト助手」と呼称できることにしている。
- (5) 研究所の設置は、研究代表者から学長に申し出て、学長が決定するものである。16年度に2研究所を設置した。更に4研究所を17年4月1日に設置することを決定した。
- (6) このプロジェクト研究所制度は、大学に若手研究者を確保していくことにより大学における研究の活性化と推進を図っていくことも狙いとしているものである。

また、企業におけるリスクを伴う中・長期の研究開発環境の困難性を解決できるものとの期待もある。

Ⅲ 社会との連携

1. 分野別連携協定の締結

- (1) 分野別連携協定は、これまで他大学が民間企業との間で締結してきた包括協定とは異なり、分野を定めた協定を締結し、大学がもつシーズと民間企業等がもつシーズについてお互いに交流し、かつ連携を図ることにより、早期に幅広い産学連携体制を構築するものであり、これまでにない新しい形の協定である。
- (2) 協定を締結する時点で守秘義務協定を併せて締結し、交流するものである。この結果に基づき、研究テーマ毎に共同研究契約や受託研究契約を改めて締結していくことになる。
- (3) この連携協定は、研究面のみでなく、相互に教育する目的でそれぞれ講師を派遣するなどの教育面での連携、インターンシップの実施、シンポジウムや技術交流会などの社会活動の共同実施などの社会面を含めた協定となる場合もある。
- (4) 16年度は、3件の協定を締結した。このうちの1件は、研究面、教育面、社会面を含めた協定となっている。

2. 地域との連携

(1) 愛知県瀬戸市との連携

- ① 愛知県瀬戸市とセラミックス文化支援事業連絡協議会を設置し、セラミックスにかかわる産業・文化活動の活性化を図るために、産学官の連携による研究開発、人材育成、産業・文化の情報発信及び瀬戸市と姉妹都市であるフランスのリモージュ市との国際交流を推進している。
- ② この連携は、文部科学省の地域貢献特別支援事業に採択された事業に基づくものであり、この事業は16年度で終了する。17年度以降さらに瀬戸市と連携していくため、17年3月に、産業振興に係る分野で連携するために連携協定を締結した。

(2) 愛知県犬山市との連携

- ① 愛知県犬山市と産業、文化、教育、学術の分野で協力するために、相互友好協力協定を16年7月に締結した。
- ② 協力事項は、産業振興に向けての産学官連携の推進、情報化に関する諸問題への対応、環境や福祉に関する諸課題への対応、生涯学習に関する諸課題への対応、学生の課外活動、インターンシップ等による地域との交流などである。

(3) 財団法人名古屋都市産業振興公社との連携

- ① 財団法人名古屋都市産業振興公社と地域の産業振興を図るために、連携協定を17年3月に締結した。
- ② 連携事項は、産学行政連携による研究開発の推進、産業技術に関する見本市・展示会、講演会、シンポジウム等の開催、地域の中小企業の支援、産業技術に関する人的交流及び情報交換などである。

Ⅱ・業務運営の改善及び効率化
1 運営体制の改善に関する目標

中 期 目 標	○効果的な組織運営や戦略的な学内資源配分の実現等に関する基本方針 ① 学長がリーダーシップを発揮しつつ、全学的視点に立った機動的な大学運営をボトムアップに十分な配慮をしつつ遂行できる運営体制を整備する。 ② 教員と事務職員が協力して効率的な大学運営ができるシステムを構築する。 ③ 学内資源の有効配分のため、業務の適正な評価と改善を行う。 ④ 大学運営に社会の意見を積極的に反映させるための取り組みを進める。
------------------	---

中期計画	年度計画	進行 状況	判断理由（実施状況等）	ウェ イト
○ 全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策 ① 学長の下に「運営会議」を設置し、大学運営に関する基本方針等について企画立案する。	○ 全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策 ① 学長の下に「運営会議」を設置し、大学運営に関する基本方針等について企画立案する。	Ⅲ	運営会議を設置し、以下の事項について企画立案した。これらの事項については、担当企画院等、経営協議会又は教育研究評議会で審議の上、16年度に実施又は17年度からの実施を決定した。 - 工学教育総合センターの設置 - 共通教育実施本部の設置 - プロジェクト研究所及びプロジェクト研究員の設置 - 特任教授制度の設置 - 国際交流センターの設置 - 領域の運営方法等の見直し 16年度補正予算及び17年度予算配分（案） - 授業料の改定 - 技術部の組織再編 - 創・省エネルギー研究の立上げ	1
○ 運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策 ① 「運営会議」において企画及び立案された基本方針に基づき、又は自ら全学的視点で各々の課題ごとに具体的な企画及び立案を行う機関として、平成16年度に以下の企画院等を設置し、役員会、経営協議会、教育研究評議会、教育研究評議会との連携による効率的・機動的な大学運営を実現する。 i 教育企画院：教育活動の基本方針の企画立案、教育課程の編成、アドミッションポリシーの策定、学生交流の推進、学生経費の配分方針の策定等 ii 研究企画院：研究活動の基本方針の企画立案、プロジェクト研究の推進、研究活性化経費の配分方針の策定等 iii 人事企画院：教員の採用、昇任人事等基本方針の決定、教員評価、その他教員の人事関連課題の総合調整等 iv 施設マネジメント本部：大学全体の施設整備の企画立案等 v 産学官連携本部：産学	○ 運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策 ① 「運営会議」において企画及び立案された基本方針に基づき、又は自ら全学的視点で各々の課題ごとに具体的な企画及び立案を行う機関として、以下の企画院等を設置し、役員会、経営協議会、教育研究評議会との連携による効率的・機動的な大学運営を実現する。 i 教育企画院：教育活動の基本方針の企画立案、教育課程の編成、アドミッションポリシーの策定、学生交流の推進、学生経費の配分方針の策定等 ii 研究企画院：研究活動の基本方針の企画立案、プロジェクト研究の推進、研究活性化経費の配分方針の策定等 iii 人事企画院：教員の採用、昇任人事等基本方針の決定、教員評価、その他教員の人事関連課題の総合調整等 iv 施設マネジメント本部：大学全体の施設整備の企画立案等 v 産学官連携本部：産学	Ⅲ	「教育企画院」、「研究企画院」、「人事企画院」、「施設マネジメント本部」、「産学官連携本部」、「安全衛生・危機管理対策本部」、「教育研究センター機構運営本部」及び「全学評価室」を設置し、役員会、経営協議会、教育研究評議会と連携し、以下の事項について16年度に実施又は17年度からの実施を決定した。 - 工学教育総合センターの設置 - 共通教育実施本部の設置 - プロジェクト研究所及びプロジェクト研究員の設置 - 特任教授制度の設置 - スペースチャージ制度の導入 - 国際交流センターの設置 - 自己点検・評価実施要項の作成	1

官連携活動、知的財産の基本方針の企画立案等 vi 安全衛生・危機管理対策本部：大学全体の安全衛生及び危機管理全般に係る事項 vii 教育研究センター機構運営本部：教育研究関係センターの運営方針等の企画立案等 viii 全学評価室：大学全体の評価に係る事項	官連携活動、知的財産の基本方針の企画立案等 vi 安全衛生・危機管理対策本部：大学全体の安全衛生及び危機管理全般に係る事項 vii 教育研究センター機構運営本部：教育研究関係センターの運営方針等の企画立案等 viii 全学評価室：大学全体の評価に係る事項			
② 企画院などの設置により平成16年度に学内の各種委員会を見直し、実務委員会を設置する。	② 企画院などの設置により学内の各種委員会を見直し、実務委員会を設置する。	III 20の各種委員会を見直し、課題ごとに3つの企画院、4つの本部、一つの室及び「教務学生委員会」、「入試委員会」、「研究国際交流委員会」など12の実務委員会を設置した。	1	
○ 教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策 ① 学長の下に置く「運営会議」に事務局の各部長が陪席し、大学運営に関する基本方針等の企画立案の検討に参画することにより、教員組織と事務組織との連携を強化する。	○ 教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策 ① 学長の下に置く「運営会議」に事務局の各部長が陪席し、大学運営に関する基本方針等の企画立案の検討に参画することにより、教員組織と事務組織との連携を強化する。	III 運営会議に事務局の3部長（総務・財務・学生）が毎回陪席し、副学長、附属図書館長など教員とともに、プロジェクト研究所の設置、特任教授制度の設置など大学運営に関する基本方針の検討に、事務局の立場から参画することにより教員組織と事務組織の連携を強化した。 運営会議の構成員は、学長、理事、副学長、附属図書館長である。	1	
○ 全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策 ① 資源を有効に配分するため、「運営会議」において資源配分方針案を作成し、経営協議会あるいは教育研究評議会にて審議し、学長が決定する。	○ 全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策 ① 資源を有効に配分するため、「運営会議」において資源配分方針案を作成し、経営協議会あるいは教育研究評議会にて審議し、学長が決定する。	III 16年度補正予算及び17年度予算について、運営会議で原案を作成し、経営協議会での審議、教育研究評議会での協議の上、学長が決定し、資源の有効配分を行った。	1	
○ 学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策 ① 平成16年度から、経営協議会に学外の有識者の参加を企業及び地域社会に依頼し、その意見を積極的に取り入れ、大学運営に反映させる体制を確立する。	○ 学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策 ① 経営協議会に学外の有識者の参加を企業及び地域社会に依頼し、その意見を積極的に取り入れ、大学運営に反映させる体制を確立する。	III 企業関係者、教育関係者、本学卒業生など学外の幅広い分野から13名の有識者に委員を依頼し、その意見を積極的に取り入れ、大学運営に反映させる体制を確立した。（16年度は5回開催）	1	
○ 国立大学間の自主的な連携・協力体制に関する具体的方策 ① 国立大学全体の連絡・協議等のための自主的・自律的な連合組織に参加して、国立大学間の連携・協力を推進する。	○ 国立大学間の自主的な連携・協力体制に関する具体的方策 ① 国立大学全体の連絡・協議等のための自主的・自律的な連合組織に参加して、国立大学間の連携・協力を推進する。	III 国立大学全体の連絡・協議等のための自主的・自律的な連合組織である「社団法人国立大学協会」に参加して、国立大学間の連携・協力を推進した。	1	
ウェイト小計			7	

II 業務運営の改善及び効率化
2 教育研究組織の見直しに関する目標

中期目標	○教育研究組織の柔軟かつ機動的な編成・見直し等に関する基本方針 ① 教育研究の進展や社会的要請に応じ、適切な評価に基づいた教育研究組織の弾力的な設計と効果的な改組転換を進める。
------	--

中期計画	年度計画	進行状況	判断理由（実施状況等）	ウェイト	
○ 教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策 ① 平成16年度に設置する「教育企画院」、「研究企画院」及び「全学評価室」において、教育研究組織の点検・評価を実施し、その結果を受けて組織の見直しを図るなど必要な措置を講ずる。	○ 教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策 (17年度から実施のため、16年度は計画なし)				
○ 教育研究組織の見直しの方向性 ① 平成15年度に再編整備した専攻及び平成16年度に再編整備する学科については、「教育企画院」において学部・大学院の教育全般について詳細な点検を行い、その結果を基に中期目標期間中に新たな再編整備をも検討する。 ② 平成15年度から実施した4領域に一元化した研究組織「研究系」について、「研究企画院」においてその有効性等を随時評価し、一層効果的な研究組織とするために必要に応じて検討する。 ③ 教育研究センター機構運営本部において、教育研究センターの組織を点検・評価し、必要に応じて見直す。	○ 教育研究組織の見直しの方向性 ① 工学部第一部8学科・第二部4学科を、工学部第一部7学科・第二部4学科に再編整備する。 (18年度以降実施のため、16年度は年度計画なし) ② 教育研究センター機構運営本部において、情報メディア教育センターと情報ネットワークセンターの再編整備について検討する。	Ⅲ	工学部第一部8学科・第二部4学科を、工学部第一部7学科・第二部4学科に再編整備した。	2	
		Ⅲ	16年度は、検討体制を整備することを計画したものであり、教育研究センター機構運営本部の下に、総合情報センター（仮称）設置検討ワーキンググループを設置し、情報メディア教育センターと情報ネットワークセンターの再編整備についての検討体制を整備した。	1	
ウェイト小計				3	

II 業務運営の改善及び効率化
3 人事の適正化に関する目標

中 期 目 標	○ 戦略的・効果的な人的資源の活用や非公務員型を活かした柔軟かつ多様な人事システムの構築等に関する基本方針 ① 教員の流動化を向上させるとともに、教員構成の多様化を図る。 ② 教員採用の際には、研究能力、教育能力や必要に応じて業務の特性を重視した選考を行う。 ③ 事務職員の流動性の確保と専門性の向上を図る。 ④ 技術職員の定期的研修や流動化、専門性の向上を図る。
------------------	---

中期計画	年度計画	進行 状況	判断理由（実施状況等）	ウェ イト	
○ 人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策 ① 平成17年度末までに、全教員の個人評価（教育、研究、社会貢献、産官学連携への貢献、大学運営への貢献等）を試行し、平成18年度から実施する。 ② 教員評価の方法は随時見直す。 ③ 事務職員の業務実績や適性について、現在の勤務評定の方法を基本として評価するシステムを構築する。 ○ 柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策 ① 人事の評価基準を広く公表し、学内外から意見を聴取する方法により、評価基準を絶えず見直す。 ② 平成16年度に、教員の資質向上のため、サバティカル制度を設ける。 ○ 任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策 ① 既に行っている任期付き教員に加え、平成16年度以降の学内センターの新規採用教員については、その任に応じ任期付きとするとともに、任期付き教員の拡大について検討を進める。 ② 平成15年度に確立した公募制度の推進・充実を行う。 ③ 教員構成の多様化を図るため、他大学及び企業経験者からの採用を積極的に推進する。 ④ 平成16年度末までに、重点領域の研究を推進するための先端研究者を特任教授（仮称）として任期付で採用する。	○ 人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策 ① 教員の個人評価について、評価者、評価内容・方法など具体的事項について検討する。	III	教員の個人評価について、評価者、評価内容、評価方法などを具体的に定めた教員評価実施要領を制定した。	1	
	(18年度以降実施のため、16年度は年度計画なし)				
	(17年度から実施のため、16年度は年度計画なし)				
	○ 柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策 (17年度から実施のため、16年度は年度計画なし)				
	① 教員の資質向上のため、サバティカル制度を設ける。	II	サバティカル制度を確立するため、他大学のサバティカルに関する規程等などの資料収集を行った。	1	
	○ 任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策 ① 学内センターの任期付き教員を増加する。	III	10月1日付けでテクノイノベーションセンターの助教授1名を任期付きで採用し、留学生センターの助教授ポスト「1」を任期付きとした。	1	
	② 公募制度を推進する。	III	公募を推進した。(人事案件41件のうち、21件を実施)更に平成17年度からは、原則公募とすることを決定した。	1	
	③ 教員構成の多様化を図るため、他大学経験者を採用する。	III	平成16年度中に採用した17名の教員の内、他大学経験者11名、行政機関経験者1名があり、教員構成の多様化が図れた。	1	
	④ 重点領域の研究を推進するための先端研究者を特任教授（仮称）として任期付で採用する制度を設ける。	III	国立大学法人名古屋工業大学プロジェクト特任教授の選考に関する規程を制定し、1名を採用した。	1	

制度を設ける。					
⑤ 平成16年度末までに、競争的資金による若手の任期付研究員等の積極的な採用制度を確立する。	⑤ 競争的資金による若手の任期付研究員等の積極的な採用制度を確立する。	Ⅲ	名古屋工業大学プロジェクト研究員の取扱いに関する規程を制定し、学外の研究者、博士の学位を有する者を任期付職員又は非常勤職員として、採用できることとした。	1	
○ 外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策 ① 外国人、女性の教員採用を積極的に推進する。外国人教員については、国際公募をするなどの方法を導入する。	○ 外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策 (17年度から実施のため、16年度は年度計画なし)				
○ 事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策 ① 事務職員、技術職員の採用は、東海・北陸地区国立大学法人等職員採用試験及び面接によるものとし、専門職については資格や面接による。	○ 事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策 ① 事務職員、技術職員の採用は、東海・北陸地区国立大学法人等職員採用試験及び面接による。	Ⅲ	・ 東海・北陸地区国立大学法人等職員採用試験及び面接により、16年度に事務職員4名を採用し、17年度に1名を採用することにした。 ・ 財務会計の専門的かつ即戦力となる職員を採用するため、資格や資質を面接を通して選考し、17年度に1名を採用することにした。	1	
② 大学運営の各専門分野のスペシャリストを養成するため、語学、国際交流、労務管理、財務会計、知的所有権等の業務に関する専門研修の機会を設ける。	(17年度から実施のため、16年度は年度計画なし)				
③ 事務職員（幹部職員を含む。）の専門性と経営能力を高めるため、既に実施している企業等における実地研修を充実する。	② 事務職員（幹部職員を含む。）の専門性と経営能力を高めるため、企業等における実地研修を実施する。	Ⅲ	事務職員の専門性と経営能力を高めるため、例年実施している企業派遣実地研修を今年度も実施した。	1	
④ 平成16年度に、大学院等での高度専門研修の研修制度を確立する。	③ 大学院等での高度専門研修の研修制度を確立する。	Ⅱ	大学院等での高度専門研修の研修制度を確立するために、放送大学等の大学院に係る資料収集を行った。	1	
⑤ 研究協力及び経営労務管理などの分野は、専門性の高い人材を採用する。なお、この実績を勘案し、国際交流等の分野についても拡大を検討する。	(17年度から実施のため、16年度は年度計画なし)				
⑥ 国立大学法人間との人事交流を積極的に実施するほか、私立大学・地方公共団体・民間企業との人事交流についても検討する。	④ 国立大学法人間との人事交流を積極的に実施する。	Ⅲ	国立大学法人等間との人事交流を実施した。（本学から他大学等への出向者3名、他大学等からの本学への出向者7名）	1	
⑦ 技術職員の資質向上、業務分担、学内配置について十分な検討を行い、専門的な技術職員の養成を図るとともに、資格取得の方策を講じる。	(17年度から実施のため、16年度は年度計画なし)				
⑧ 技術職員の技術力をより高めるため、専門技術研修を実施するほか、学外で開催される高度技術研修にも参加させる。	⑤ 技術職員の技術力をより高めるため、専門技術研修を実施する。	Ⅲ	本学も参加して実施している東海・北陸地区国立大学法人等技術専門職員研修及び教室系技術職員合同研修に、本学から3名参加させた。	1	
○ 中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策 ① 教員の人員管理は「人事企画院」で行い、併せて大学全体の職員の人員管理を役員会で行う。 ② 事務等の効率化・合理化による職員の再配置を行う。	○ 中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策 ① 教員の人員管理は「人事企画院」で行い、併せて大学全体の職員の人員管理を役員会で行う。 (17年度から実施のため、16年度は年度計画なし)	Ⅲ	・ 教員については、人事企画院で、15年度の大学全体の定員数の範囲内で管理を行った。 ・ 大学全体の職員の人員管理については、役員会でやった。	1	
○ 教職員のハラスメントの防止	○ 教職員のハラスメントの防止				

等に関する具体的方策 ① 平成16年度にハラスメントの防止、情報セキュリティポリシー、倫理等、教職員が守るべきガイドラインを定め学内外に周知・公表する。このガイドラインは社会情勢の変化に伴い随時見直す。さらに、広報活動・講演会開催などを一層強化し定期的受講を義務づける。	等に関する具体的方策 ① ハラスメントの防止、情報セキュリティポリシー、倫理等、教職員が守るべきガイドラインを定め学内外に周知・公表する。	Ⅲ 国立大学法人名古屋工業大学ハラスメントの防止に関する規程及び国立大学法人名古屋工業大学役員及び職員倫理規程を制定し、本学の規則集に掲載するとともに、この規則集をホームページに掲載することにより学内外に周知・公表した。 ・名古屋工業大学情報セキュリティポリシーを定め、ホームページで学内外に周知・公表した。	1
ウェイト小計			1.4

II 業務運営の改善及び効率化
4 事務等の効率化・合理化に関する目標

中 期 目 標	○事務処理の効率化・合理化、事務組織の機能、編成の見直し等に関する基本方針
	① 事務組織・職員配置の再編、合理化を進める。
	② 各種事務の電子化等により、事務処理の簡素化・迅速化を図り、電子事務局化を目指す。
	③ 外部委託等を積極的に推進する。

中期計画	年度計画	進行状況	判断理由（実施状況等）	ウェイト
○ 事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策 ① 担当理事の業務分掌に応じて、事務組織としての一体性を確保しつつ、教育研究・管理運営に必要な事務を遂行できる事務体制を確立する。 ② 平成16年度から、事務局は総務部、財務部及び学生部の編成とし、各部に置く各課の事務分掌及び職員配置は、課長の判断により毎年度見直しができる柔軟な体制とする。さらに、平成17年度から、総務部、財務部、学生部及び研究協力部に再編する。 ③ 領域の各事務室について、平成16年度末までに在り方を見直す。 ④ 学務事務、経理事務などについて可能な限り事務の電子化を図り、電子事務局化を推進する。 ⑤ 各部における単純事務作業の外部委託を推進すると共に、企画立案スタッフを充実する。 ⑥ 全学的な視野に立ち、柔軟な技術支援体制を確立する。	○ 事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策（17年度から実施のため、16年度は年度計画なし）			
	① 事務局は総務部、財務部及び学生部の編成とし、各部に置く各課の事務分掌及び職員配置は、課長の判断により毎年度見直しができる柔軟な体制とする。	Ⅲ	事務局は総務部、財務部及び学生部の編成とし、各部に置く各課の事務分掌及び職員配置は、課長の判断により毎年度見直しができる柔軟な体制とすることを計画したものである。「名古屋工業大学事務組織規程」を制定し、課には係長を置くことができることのみを規定し、課内の事務分掌及び担当職員の配置は課長の判断により行う柔軟な体制とした。	1
	② 領域の各事務室について、在り方を見直す。	Ⅲ	4領域それぞれに設置している事務室について、19号館の大型改修に併せて、18年度までに19号館の1か所に統合することを決定した。統合により学生サービスの向上及び事務の効率化を図ることとした。	1
	(17年度から実施のため、16年度は年度計画なし)			
	(17年度から実施のため、16年度は年度計画なし)			
	(18年度以降実施のため、16年度は年度計画なし)			
ウェイト小計				2
ウェイト総計				26

〔ウェイト付けの理由〕

本学は、平成15年度から大学院工学研究科の専攻の再編整備、教員組織である領域の設置などの改革を進めてきた。工学部の学科の再編整備もこれら一連の改革の中で進めてきたものであり、重要な項目であるので、ウェイト付けしたものである。

1. 効果的・機動的な大学運営

運営会議、企画院等を設置し、大学運営に関する基本方針等の企画及び立案を行うとともに、学内の意見調整を行い、役員会、経営協議会、教育研究評議会と連携し、迅速な意志決定を行っている。

(1) 運営会議の設置

- ① 学長の諮問機関として「運営会議」を設置している。この運営会議は、学長の求めに応じ、大学運営に関する基本方針等の企画及び立案、学内の意見調整を行うものである。
- ② 構成員は、学長、理事、副学長、附属図書館長である。また、事務局の総務部長、財務部長、学生部長は、陪席することになっている。
- ③ 16年度は、夏季休業期間を除き、ほぼ毎週開催し、企画立案にあたってきた。

(2) 企画院、本部等の設置

- ① 運営会議において企画立案された基本方針に基づき、又は自ら全学的視点で各々の課題ごとに具体的な企画及び立案を行う機関として、教育企画院、研究企画院、人事企画院、施設マネジメント本部、産学官連携本部、安全衛生・危機管理対策本部、教育研究センター機構運営本部、全学評価室を設置している。
- ② この企画院等の院長、本部長等は、各理事及び副学長が分担して務めている。なお、人事企画院のみは、学長が院長である。

(3) 効果的・機動的な大学運営

- ① 運営会議において企画立案された基本方針に基づき、各企画院等で具体的な事項について企画及び立案を行っている。各企画院長、本部長等は、運営会議の構成員であり、運営会議での審議を踏まえて、各企画院等で企画立案にあたるものである。
- ② また、各企画院等での審議において、学内の意見調整が必要なことが生じた場合には、運営会議で審議し、意見調整を図っている。
- ③ 運営会議及び各企画院等で企画立案された事項を役員会、経営協議会、教育研究評議会と連携し、学長が決定している。
- ④ このような審議過程を経て、工学教育総合センターの設置、共通教育実施本部の設置、プロジェクト研究所及びプロジェクト研究員の設置、特任教授制度の設置、国際交流センターの設置、領域の運営方法等の見直し、16年度補正予算及び17年度予算配分（案）の作成、授業料の改定、技術部の組織再編、創・省エネルギー研究の立上げなどを16年度に実施し、また17年度から実施することを決定した。
- ⑤ なお、運営会議に事務局の各部長が陪席し、企画立案の検討に参画することにより、教員組織と事務組織の連携を強化し、業務の執行が円滑に行うことができるようにしている。

2. 柔軟な教員組織の編制と教員数の一元的管理

(1) 領域の設置

- ① 平成17年1月28日に中央教育審議会から出された「我が国の高等教育の将来像（答申）」において、大学設置基準の講座制や学科目制に関する規定を削除して、教員組織の基本となる一般的な在り方を規定し、具体的な教員組織の編制は、各大学が自ら教育・研究上の実施上の責任を明らかにしつつ、より自由に設計できるようにすべきであることが提言されている。
- ② 本学ではこの提言に先駆け、教員組織は、平成15年4月に、従来の縦割りの学問分野による学科組織から離れて、異分野の教員が交流する横断的、学際的な教員組織である領域に改めた。

- ③ この領域は、研究系組織として大学院に置くものであり、おもひ、しくみ、つくり、ながれの4領域である。各教員は、この4領域のいずれかに所属し、その専門分野に応じ、学科、専攻の教育を担当する、あるいはセンターの業務を担当するという柔軟な教員組織である。

(2) 教員数の一元的管理

- ① 教員数の管理は、学長が院長を務める人事企画院を通じて大学全体で一元的に管理し、必要などころに適切に配置している。
- ② 各領域長、教育類長（学科長）、専攻長等は、その教育研究に必要な教員が生じた場合には、必要な教員像を学長に申し出ることになっている。学長はその申し出を受けて、必要性を判断し、必要と認めた場合は、人事企画院に諮り、具体的な教員選考を進めることにしている。
- ③ 16年度は、テクノイノベーションセンターの共同研究部門担当の助教授を文部科学省から迎えた。また、入学、学習、卒業及び就職までを総合的な見地で連続性を持った取組みを継続的に推進するために、17年4月に「工学教育総合センター」を設置することを決定したが、入試業務に精通した教員を教授として本センターの担当とすることを決定した。
- ④ このように必要などころにその業務を担当するにふさわしい教員を適切に配置しているが、領域という柔軟な教員組織を編制し、教員数を大学全体で一元的に管理していることから、可能となったものである。

3. 外部有識者の活用

- ① 企業関係者、教育関係者、本学卒業生など学外の幅広い分野から13名の有識者に経営協議会の委員を依頼した。
- ② 16年度は、経営協議会を5回開催し、中期目標の意見、中期計画及び年度計画、予算配分、授業料値上げなどについて審議した。

Ⅲ 財務内容の改善
1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標

中 期 目 標	○外部資金増加に関する基本方針 ① 科学研究費補助金など外部研究資金の自己収入の増加を図る。 ② 学外に対する教育研究サービスの実施により、自己収入の増加を図る。 ③ 産学官連携による技術指導、知的財産からの増収を図る。
------------------	--

中期計画	年度計画	進行 状況	判断理由（実施状況等）	ウ エ イト
○ 科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策 ① 平成16年度に「研究企画院」及び「産学官連携本部」において、競争的資金を戦略的に獲得する方策を策定する。	○ 科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策 ① 「研究企画院」及び「産学官連携本部」において、競争的資金を戦略的に獲得する方策を策定する。	Ⅲ	次の方策を策定し実施した。 ・ 競争的資金の公募情報をデータベースとして整備し、学内情報ネットワークを通じて全ての教員に周知した ・ 公募内容に合致する研究実績を有する教員には個別に働きかけを行った。 ・ 科学研究費補助金の申請を大学研究活性化経費申請の条件とするとともに、外部資金の受入実績を同経費の採択に当たっての評価点とした。	
② 「研究企画院」及び「産学官連携本部」を中心として、科学研究費補助金、共同研究費、受託研究費、奨学寄附金など外部研究の件数と資金を、中期目標期間中に現在より更に増加させる。	② 「研究企画院」及び「産学官連携本部」を中心として、科学研究費補助金、共同研究費、受託研究費、奨学寄附金など外部資金を積極的に獲得する。	Ⅳ	外部資金を前年度より増加させることを計画し、獲得した外部資金は、約18億1千万円で、前年度の約15億7千4百万円と比較して約15%増となり、年度計画を上回った。	
○ 収入を伴う事業の実施に関する具体的方策 ① 特許、技術指導等による収入増加を図る。	○ 収入を伴う事業の実施に関する具体的方策 (17年度から実施のため、16年度は年度計画なし)			
② 工学専門技術に関する高度技術セミナーや研修の充実と、定期的開催を図る。	① 工学専門技術に関する高度技術セミナーや研修を実施する。	Ⅲ	例年、企業等の研究者・技術者を対象に開催している高度技術セミナーを計画したものであり、「ナノを測る先端技術セミナー」と題して計画どおり実施した。(受講者7名) 実習を伴う実践的な技術の体得を図っているため、少人数で実施している。	
③ 公開講座などの学外向け講座の充実を図る。	② 公開講座などの学外向け講座を実施する。	Ⅲ	企業等の技術者を対象に開催している公開講座を計画したものであり、「セラミック研究のフロンティア機能を活かす製法と評価法」と題して計画どおり実施した。(受講者30名)	
④ 体育施設や講義室等の施設について、夏期休暇中などの長期空き期間を利用しての有料使用の増加を図る。	③ 民間企業等の企業等内研修のプランニングと実施を支援する。 (17年度から実施のため、16年度は年度計画なし)	Ⅲ	民間企業等の企業等内研修のプランニングと実施を支援することを計画したものであり、「名古屋工業大学受託技術研修取扱要項」を制定し、4件実施した。	
			ウェイト小計	

Ⅲ 財務内容の改善
2 経費の抑制に関する目標

中期目標	○管理的経費の抑制に関する基本方針 ① 管理業務の見直しを行い経費の抑制を図る。
------	---

中期計画	年度計画	進行状況	判断理由（実施状況等）	ウェイト
○ 管理的経費の抑制に関する具体的方策 ① 各種保守契約内容の見直し、光熱水料の節約の促進、ペーパーレス化の推進等により管理的経費の抑制を図る。	○ 管理的経費の抑制に関する具体的方策 ① 各種保守契約内容の見直し、節水コマの設置等による水の使用量削減、空調機の改修による電気使用量削減、一斉休暇の取得（8月13日）などによる経費の抑制を図る。	Ⅳ	管理的経費を抑制（対15年度比）することを計画し、水道料については大幅に削減したなど、年度計画を上回って実施した。 ・ 電話交換業務を廃止し約145万円削減した。 ・ 点検保守業務契約、運転監視業務契約を集約（9件を2件）し、約520万円削減した。 ・ 節水コマ取り付け（420カ所）、大規模改修における教員室の手洗い廃止、節水型機器設置などにより、水道料（下水道料金を含む）を約2,386万円削減した。（約29%減） ・ 既設空調機の室外機清掃と修繕により、負荷の軽減を図った。 ・ 一斉休暇（8月13日）の取得により、電気使用料を約18万円削減した。 ・ 学内広報誌のホームページ掲載によるペーパーレス化及び広報誌の整理により、印刷経費を約467万円削減した。 ・ 定期刊行物等の購入を見直し、約389万円削減した。	
② エネルギー節約のため、創・省エネルギーの実証研究プログラムを立ち上げ、学内でエネルギーを生み出す実証試験を行う。	② 本学の総合的エネルギー入出力バランスの解明に始まる創・省エネルギー研究を立ち上げる。	Ⅲ	学内において創・省エネルギー研究を立ち上げることを計画し、研究シーズを公募の上、10件の申請から2件を採択したものであり、計画どおり実施できた。研究テーマ：①キャンパスPCエネルギーマネジメント②創エネルギー×創キャンパス	
			ウェイト小計	

Ⅲ 財務内容の改善
3 資産の運用管理の改善に関する目標

中 期 目 標	○資産の効率的・効果的運用を図るための基本方針 ① 大学が保有する資産の効果的・有効的な運用を組織的に図る。
------------------	---

中期計画	年度計画	進行 状況	判断理由（実施状況等）	ウェ イト	
○ 資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策 ① オープンラボの拡充整備、施設のスペースチャージ制の導入などにより、施設の効果的・有効的な運用を図る。 ② 大型研究設備などの共同利用の推進により、設備の効果的・有効的な運用を図る。	○ 資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策 ① オープンラボの拡充整備、施設のスペースチャージ制の導入などにより、施設の効果的・有効的な運用を図る。	Ⅲ	・ 外部資金を獲得した教員が優先的に使用できるオープンラボを新たに3室、100㎡整備した。 ・ 施設のより一層の流動化を図るため、スペースチャージ制度導入を決定した。これに伴い「名古屋工業大学における施設の有効活用に関する規則」を見直し、スペースチャージ（課金対象）範囲を明確にした。		
	③ 新設したインキュベーション施設の有効活用を図る。	Ⅲ	インキュベーション施設には、本学の教員または、学生が起業した設立3年未満のベンチャー企業、ベンチャー起業を計画している個人又は団体等が使用できるように10オフィス（室）を用意している。この10オフィスすべてが活用され、このうち2つのオフィスが起業した。このように計画どおり有効活用を図ることができた。		
	② 大型研究・計測・試験設備の効果的・有効的な活用方法を検討する。	Ⅲ	・ 16年度は、効果的・有効的な運用を図るため、まず実態調査を計画したものであり、順調に実施できた。 ・ 1000万円以上の大型研究用設備・施設の所有状況、利用頻度等についてアンケート調査を実施し、その結果を集計・分析した。		
			ウェイト小計		

1. 外部資金の積極的な獲得

(1) 外部資金の獲得方策

外部資金を積極的に獲得し、研究の推進・活性化、産学連携の推進などを図るため、次のような方策を行っている。

- ① 競争的資金の公募情報を各教員に通知している。従来は、領域長、教育類長（学科長）、センター長などを通じて各教員に通知していたが、確実に又速やかに公募情報を伝えるために、各教員に直接通知するように改めたものである。
- ② 学内ホームページに競争的資金の公募情報を掲載し、常時、情報を得ることができるようにしている。各省庁の競争的資金制度・公募状況、財団等の公募状況、研究開発・技術開発に対する補助制度の案内などを掲載している。
- ③ 競争的資金の公募内容に対応する研究実績を有する教員に対し、学術担当理事等から当該教員に申請を推奨するなど積極的に働きかけている。
- ④ 本学では、研究環境が競争的・戦略的重点化する中で、先進的研究拠点の実現、大学と都市機能が一体となった頭脳拠点への展開、産学官連携の新産業創出などへの挑戦をするとともに、外部資金の導入支援を目指した大学研究活性化経費を設けている。この経費は、前年度に科学研究費補助金、科学技術振興調整費等の申請実績があることを申請要件にしている。また、科学研究費補助金等の受入実績を採択審査にあたっての評価点に加えている。

(2) 外部資金の積極的な獲得

- ① 上記のように外部資金の積極的な獲得に努めた結果、約18億1千万円を獲得することができた。この金額は、15年度の約15億7千4百万円と比較すると、約15%増であり、15年度実績を大きく上回ることができた。また、18億1千万円は、16年度の運営費交付金の約33%に相当する。
- ② このうち、共同研究は174件、受託研究37件の合計211件であり、15年度の約12%増であった。（15年度はそれぞれ、151件、38件の合計189件。）
- ③ また、共同研究の中には、宇宙航空研究開発機構（以下「JAXA」）との共同研究も含まれている。日本が参加している国際宇宙ステーション計画の利用促進の一環として、JAXAが新たに設置した国際宇宙ステーション応用利用研究拠点推進制度による共同研究を実施することになったものである。今回、本学に設置される応用利用拠点は、国際宇宙ステーションでの微小重力場を利用し地上では作製が困難な新素材の創成を目指すものである。本共同研究は5年間実施される予定である。

2. 学内予算配分の基本方針の策定等

(1) 学内予算配分の基本方針の策定

- ① 学内予算配分にあたり、収入予算、支出予算などの基本方針を策定し、学内配分を行った。
- ② 収入予算については、自己収入の増減が直ちに支出予算に影響することになり、適切かつ確実な収入の確保が必要なことから、収入予算区分毎に収入目標額を設定することとした。
- ③ 支出予算については、人件費は総額管理により適時適切に見直しを図り抑制に努めることとした。物件費については、従来の予算管理、配分、執行を大幅に変更することは混乱を招く恐れがあるため、前年度配分額をベースに配分することとした。
- ④ また、支出予算の配分に当たっては、年度途中の収入不足等の不測の事態及び教育研究計画の進捗状況の変動に対応するため、期首において予算の5%を留保し、予備費を計上するとともに、10月以降に本学の財政状況を考慮し、必要に応じて当初予算の補正を行い、調整の上追加配分することとした。

(2) 学長裁量経費

- ① 学内予算配分にあたり、学長裁量経費（総額約1億2百万円）を確保した。下記の項目について全学から募集し、学長が選考・決定し、学内配分した。
- ② 学長裁量経費の項目は次のとおりである。
 - ・特別教育研究経費
大学教育の改革推進するための取組、新たな研究分野や領域への挑戦、幅広い萌芽的研究の推進など、今後概算要求又は21世紀COEプログラムとなりうる事項の準備として実施するプロジェクトに必要な経費
 - ・教育研究改革・改善プロジェクト経費
教育研究内容・体制の改善充実や国際交流の推進など、大学改革への取組や特色ある大学づくりのためのプロジェクトに必要な経費
 - ・教育基盤設備充実経費
教育上必要となる基本的設備で、既存設備の陳腐化対応や、先端設備の新規導入など、全学的視点からの設備の充実に資するための経費
 - ・本学に新たに採用となった教員への助成

Ⅳ 自己点検・評価及び情報提供
1 評価の充実に関する目標

中 期 目 標	○自己点検・評価に関する基本方針 ① 自己点検・評価及び第三者評価を厳正に実施するとともに、評価結果を教育、研究、大学運営などの改善に十分に反映させる。
------------------	---

中期計画	年度計画	進行 状況	判断理由（実施状況等）	ウェ イト	
○ 自己点検・評価の改善に関する具体的方策 ① 「全学評価室」が中心となり、大学全体の自己点検・評価を定期的に実施する。 ○ 評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策 ① 自己点検・評価結果及び第三者評価結果を、大学全体で、教育、研究、大学運営などに速やかに反映させるシステムを整備する。	○ 自己点検・評価の改善に関する具体的方策 ① 「全学評価室」で、大学全体の自己点検・評価の定期的な実施を検討する。 ○ 評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策 ① 自己点検・評価結果を、大学全体で、教育、研究、大学運営などに速やかに反映させるシステムを整備する。	Ⅲ Ⅲ	前年度の教員及び学科・専攻の教育活動、センター活動、事務局、入学者選抜、学生支援、附属図書館に係る自己点検・評価を17年度から毎年度実施することを決定し、それぞれの自己点検・評価実施要項を策定した。 ・ 自己点検・評価及び第三者評価に関する事項を大学全体で一括して担当する常設の機関として全学評価室を16年4月に設置した。全学評価室は、学長が指名する理事、副学長、領域長、教育類長（学科長）、専攻長、センター長及び事務局の部長などで構成している。 ・ 16年度に全学評価室で、上記の自己点検・評価の定期的な実施項目にあるように、自己点検・評価を実施することを決定し、実施要項を策定した。この実施要項の中で、点検・評価項目に、「改善すべき点又は工夫すれば成果や効果があがると考えられる点」をあげ、これらの事項があった場合、次年度の点検・評価で「どのような改善又は工夫を行ったかの報告」を求める項目を設定した。		
			ウェイト小計		

Ⅳ 自己点検・評価及び情報提供
2 情報公開等の推進に関する目標

中 期 目 標	○大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する基本方針 ① 教育研究活動、大学運営の状況などに関する情報提供の充実を図る。
------------------	---

中期計画	年度計画	進行 状況	判断理由（実施状況等）	ウェ イト
○ 大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策 ① 平成16年度に、広報の在り方等について、学外者の意見も聴いて「広報プラン」を策定する。 ② 平成16年度までに、教育、研究、社会貢献などに関する学内外活動情報の一元化と発信を図る体制を整備する。 ③ 学内での評価や点検に関する報告書等を広く公開する。	○ 大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策 ① 広報の在り方等について、学外者の意見も聴いて「広報プラン」を策定する。 ② 教育、研究、社会貢献などに関する学内外活動情報の一元化と発信を図る体制を整備する。 ③ 在学生の保護者に、本学における学生生活の実態を周知するために、本学広報誌を送付するなど、大学生生活実態の情報を積極的に提供する。 (18年度以降実施のため、16年度は年度計画なし)	Ⅲ	受験産業や広告社など学外者の意見も聴き、「名古屋工業大学広報プラン」を策定した。この「広報プラン」は、「広報プランの目的」、「広報の基本方針」、「広報の内容」、「広報の方法」、「広報計画の策定」の項目からなっている。	
		Ⅲ	毎年度当初、「名古屋工業大学広報プラン」に基づき、当該年度の広報計画を策定することにより、教育、研究、社会貢献などに関する学内外活動情報の一元化を図るとともに、広報誌の発行、ホームページ、学内外での行事の開催などの方法により、情報発信を行う体制を整備し、17年度から実施することを決定した。	
		Ⅲ	年2回（8月・2月）、本学の広報誌である「学園だより」及び卒業生の団体である名古屋工業会の機関誌である「ごきそ」を在学生の保護者に送付した。 また、ホームページをリニューアルし、トップ画面に「在学生の保護者の方へ」のサイトを設け、必要な情報をすぐに得られるようにした。	
		ウェイト小計		

1. 自己点検・評価実施要項の策定

- (1) 教員及び学科・専攻の教育活動、センター活動、事務局、入学者選抜、学生支援、附属図書館の自己点検・評価を定期的実施するため、それぞれ自己点検・評価実施要項を策定した。
- (2) 評価項目は、①教育活動、センター活動などを実施した結果、当初の目標は達成できたか、②活動の実施にあたり力点をおいた点、工夫を行った点、③活動を実施した結果、改善が必要と考えられる点、又は更に工夫すれば効果があがると考えられる点、④教育活動については、ガイダンスやオフィスアワーの実施状況などである。
- (3) また、前年度に活動を実施した結果、改善が必要と考えられる点、又は更に工夫すれば効果があがると考えられる点があった場合、次年度にどのような改善又は工夫を行ったかを自己点検・評価することにした。

2. 広報プランの策定

- (1) 教育・研究活動など大学全般の活動状況に関する情報を学外に積極的に発信していくとともに広報活動の充実と活性化を図ることを目的として、「名古屋工業大学広報プラン」を策定した。
- (2) この広報プランは、①広報プランの目的、②広報の基本方針、③広報の内容、④広報の方法、⑤広報計画の策定からなっている。
- (3) 広報の内容は、発信する情報の活動内容であり、教育活動、研究活動、産学官連携活動、社会貢献活動、国際交流活動、管理・運営の状況などである。
- (4) 広報の方法は、情報を発信する方法であり、広報誌の発行、ホームページによる情報発信、大学説明会の開催など学内外行事を通じた情報発信、報道機関等を通じた情報発信などである。
- (5) 広報計画の策定では、毎年度、年度初めに当該年度の広報計画を策定することになっている。

V その他業務運営に関する重要事項
1 施設設備の整備・活用等に関する目標

中期目標	① 教育研究の進展状況及び既存施設の点検・評価を踏まえ、長期的視点に立った施設整備を行う。 ② 全学的視点に立った施設設備の有効活用を図るため、教育研究の活動に応じたスペースの配分を行う。 ③ 教育研究の進展に対応する施設水準を確保するため、施設設備の機能保全・維持管理を図る。 ④ 安全と環境に配慮した施設整備づくりを図る。
------	---

中期計画	年度計画	進行状況	判断理由（実施状況等）	ウェイト
○ 施設等の整備に関する具体的方策 ① 豊かな教育研究環境と安全で快適なキャンパスライフを実現するため、「施設マネジメント本部」を中心に、次の観点から施設設備の整備を図る。 ・周辺地域と一体感をもたせた広場・交流ゾーンなどの、屋外環境の整備 ・国際交流拠点および地域社会における知的交流拠点としての整備 ・ナノテクノロジーなどの先端的、高度化した研究や大型実験に対応できる研究環境の整備 ・広く社会に開かれた大学として、身体障害者や高齢者等へ配慮したユニバーサルデザイン対応の整備 ・学生のための自学自習の場の確保 ・学生の視点からの学生生活支援施設、課外活動施設等の整備 ・安全性、機能性を確保するための改修 ・遠隔教育などの新しい教育研究方式の導入や大学業務の更なる電子化に対応できるキャンパス情報ネットワークの拡充整備 ・地球環境保護のための省エネルギーの推進、再生資源の活用を踏まえた整備 ② 本学の教育研究体制等の変化を踏まえ、「施設マネジメント本部」を中心に施設長期計画を策定する。	○ 施設等の整備に関する具体的方策 ① 豊かな教育研究環境と安全で快適なキャンパスライフを実現するため、「施設マネジメント本部」を中心に、施設設備の整備を図る。 ・敷地境界よう壁の改修の実施。建物の外壁タイル剥離状況などの劣化調査、職員宿舍の耐震診断を実施し、改修計画を作成する。 (18年度以降実施のため、16年度は年度計画なし)	III	・敷地境界のよう壁目地の破損等により、付近を通行する車両や通行人に危害が及ぶ恐れがあるため、よう壁を改修（高さ=0.8～1.8m、長さ=118m）し、安全を確保した。 ・築後15～17年経過した1号館を対象に、外壁タイルの劣化状況調査を実施した。調査の結果、剥離がほとんど無いことが確認できた。 ・築後36年経過した職員宿舍の耐震性能把握のため耐震診断を実施した結果、耐震指標（IS値）が文部科学省基準0.7に満たなかった（0.61）ため、改修計画を作成した。	
○ 施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策 ① 「名古屋工業大学における施設の有効活用に関する規	○ 施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策 ① 「名古屋工業大学における施設の有効活用に関する規	III	施設のより一層の流動化を図るため、スペースチャージ制度導入を決定した。これに伴い「名古屋工業大学における施設の有効活用	

則」(平成13年10月制定)を見直し、より一層の施設の有効活用を図る。	則」(平成13年10月制定)を見直し、より一層の施設の有効活用を図る。	に関する規則」を見直し、スペースチャージ(課金対象)範囲を明確にした。		
② 施設利用の流動化の促進と、予防的修繕(プリメンテナンス)を実施するための財源を確保するため、平成17年度からスペースチャージ制度を導入する。	② 施設利用の流動化の促進と、予防的修繕(プリメンテナンス)を実施するための財源を確保するため、スペースチャージ制度などの実施方策を検討する。	Ⅲ 施設利用の流動化の促進と、予防的修繕(プリメンテナンス)を実施するための財源を確保するためスペースチャージ制度導入を決定した。		
③ 学際領域の研究や各種競争的資金による研究活動の場を創出するために、一層の施設の有効活用を図る。	③ 学際領域の研究や各種競争的資金による研究活動の場を創出するために、一層の施設の有効活用を図る。	Ⅲ 学際領域の研究や各種競争的資金による研究活動の場を創出するために、オープンラボを新たに3室、100m ² 整備した。		
④ 近隣の公的研究機関及び民間企業等が保有する施設と本学施設との相互利用を拡大する。	④ 財団法人ファイナセラミックスセンターの施設と本学施設の相互利用を実施する。	Ⅲ 本学デグフイノベーションセンター先端計測分析部門と財団法人ファイナセラミックスセンターとが、計測分析機器の相互活用及び人的交流などについて連携することを計画したものであり、連携に関する協定を締結した。		
⑤ 施設の劣化状況等を把握するためのマニュアルづくりと、それに基づく予防的修繕(プリメンテナンス)を平成17年度から実施する。	(17年度から実施のため、16年度は年度計画なし)			
		ウェイト小計		

V その他業務運営に関する重要事項
2 安全管理に関する目標

中 期 目 標	○安全管理・事故防止に関する基本方針
	① 安全なキャンパスづくりを目指し、教育研究活動が安全かつ円滑に遂行されるように、安全衛生管理及び防災、防犯対策を実施する。

中期計画	年度計画	進行 状況	判断理由（実施状況等）	ウェ イト
○ 労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策 ① 学内の全ての施設・設備を再点検し、必要な改修を行う。 ② 安全衛生管理体制を確立するため、現行の「安全管理委員会」をより充実する形で平成16年度に「安全衛生・危機管理対策本部」を設置する。 ③ 教職員の意識向上のための研修会を実施する。 ④ 衛生管理者等の有資格者を増加させるため、技術職員等の免許取得、講習会等への参加などの方策を講じる。 ○ 学生等の安全確保等に関する具体的方策 ① 平成16年度に、地震、火	○ 労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策 (17年度から実施のため、16年度は年度計画なし) ① 安全衛生管理体制を確立するため、現行の「安全管理委員会」をより充実する形で「安全衛生・危機管理対策本部」を設置し、職員と学生を含めて、健康管理と安全衛生について総合的管理を行う。 ② 教職員の意識向上のため、労働衛生に関する講習会を開催する。 ③ 衛生管理者等の有資格者を増加させるため、技術職員等の免許取得、講習会等への参加などの方策を講じる。 ○ 学生等の安全確保等に関する具体的方策 ① 地震、火災・水害時の避難	IV III III III III	・ 図書館の非常口の誘導灯を増設した。 ・ セラミックス基盤工学研究センターに、薬品を体に浴びたときにその薬品を洗浄できるように緊急シャワーを2台設置した。 ・ これらは、16年度の年度計画には挙げていないが、早急な設置が必要ことから実施した。 ・ 「安全衛生・危機管理対策本部」を設置し、この本部に安全管理委員会及び安全衛生委員会を置くことで総合的な安全衛生管理体制を確立した。また、「安全衛生・危機管理対策本部」の業務及び事務を行うため、安全・保健センターに専任職員を置いた。 ・ 労働安全衛生法等において労働者に実施が義務付けられる特殊健康診断などの健康管理を、職員だけでなく学生にも行った。 ・ 定期健康診断又は人間ドックの結果に基づき、有所見者には医療機関の受診結果を報告させる事で、職員一人一人の健康管理を行った。また、健康教室を開催することで、有所見となった職員に直接健康指導を行った。 ・ 定期的に作業環境測定や産業医巡視・衛生管理者巡視を行うことにより、建物及び実験室等における安全衛生管理を行った。 ・ 安全衛生監査により学内の安全衛生の状況を確認し、改善のための対策をした。 ・ 労働安全衛生のホームページを学内に向け公開し、いつでも安全衛生活動の情報が入手できるようにした。 ・ 全国労働衛生週間、全国交通安全運動などに際し、学内の意識向上のため、正門に看板を掲示したり、学内各所にポスターを掲示した。 ・ 適切な害虫駆除を行った。 ・ 心臓突然死の主な原因である心室細動時の救命のため、AED（自動体外式除細動器）1台を学内に配備した。また、人工呼吸用マスクを救急箱に配備した。 ・ 名古屋東労働基準監督署の課長による「労働災害と事業者責任」に関する講習会を教職員を対象に開催し、安全衛生、労働災害・事故防止に対する意識向上を図った。 ・ より一層の安全管理が求められるクレーン、局所排気装置及び動力シャワーに関して、技術職員が講師となり学内で安全講習会（計1.0回）を開催した。 ・ 技術職員3名に作業環境測定士（1種有機溶剤2名）の資格を取得させた。 ・ 学内の安全講習会の講師養成のため、技術職員を安全教育講習会等に参加させた。（計2名） ・ 業務に必要な作業主任者等の資格を、職員に取得させた。（計1.5名） ・ 東海地震などの地震を中心に、火災などの起こりうる災害時に	

災・水害時の避難・誘導体制、学生・教職員の安否確認等、大学の教育研究・運営に至る全般的危機管理のマニュアルを作成し、防災体制を整備する。	・誘導体制、学生・教職員の安否確認等、大学の教育研究・運営に至る全般的危機管理のマニュアルを作成し、防災体制を整備する。	において、避難・誘導体制、学生・教職員の安否確認等、安全確保を最優先とした「名古屋工業大学防災マニュアル」を作成し、従来の消防体制を組み込んだ一つの体制で災害に対応できるように防災体制を整備した。 ・大学全体の防災マニュアルとともに、初動としての各建物で管理する防災マニュアルの雛形を作成した。 ・各建物の責任者で構成する館長連絡会（計2回）を開催した。この連絡会で館長を指導することで、館長が細やかな対応ができる体制を確立した。	
② 平成15年度に策定した毒劇物・放射線・核燃料物質の安全管理に関するシステムを平成19年度までに点検し、一層の安全管理を図る。	(17年度から実施のため、16年度は年度計画なし)		
③ 建物への入退館システムの設置、防犯カメラの設置、街灯の整備及び夜間警備の強化などの防犯対策のさらなる強化を実施する。	(17年度から実施のため、16年度は年度計画なし)	IV ・防犯カメラ9台を増設した。(従来は9台)これにより、従来は監視できなかったエリアも監視することが可能となった。 ・これは、16年度の年度計画には挙げていないが、早急な設置が必要なことから実施した。	
④ 平成16年度に、情報セキュリティポリシーを策定し、適正な情報管理に関する基本方策を定めるとともに、情報システムの整備を図る。	② 情報セキュリティポリシーを策定し、適正な情報管理に関する基本方策を定めるとともに、情報システムの整備を図る。	III 「名古屋工業大学情報セキュリティポリシー」を策定し、適正な情報管理に関する基本方策を定めた。既存システムのうち、「授業料債権管理システム」、「給与連携システム」、「資産支援システム」及び「情報公開システム」を整備した。	
		ウェイト小計	

V その他の業務運営に関する重要事項に関する特記事項

I 施設の有効活用

施設の有効活用を推進するため次の措置を講じた。

1. 施設の有効活用に関する規程の制定

- (1) 「名古屋工業大学における施設の有効活用に関する規程」を制定し、全学的視点に立った施設運営、施設の点検・評価に基づく効率的な利用を推進する。
- (2) 同規程で、「教育研究に関する施設」を指定し、教育研究を円滑に行うために、全学的見地に立って使用面積、諸室の配分及び配置等の見直しを行い、施設使用の改善を図る。

2. 教育研究に関する施設の分類の設定

- ① A類 教員（教授、助教授、講師及び助手）が日常的に滞在し、研究に用いる施設
- ② B類 教員がその研究と論文指導のための教育（卒業研究、大学院）に用いる施設（例：実験室、研究用計算機室、学生居室、ゼミ室、薬品室等）
- ③ C類 学部学生の実験実習のみに使っている施設（例：学生実験室、製図室等）
- ④ D類 部局の運営に必要な施設等（例：演習室、コピー室、リフレッシュルーム等）
- ⑤ E類 プロジェクト研究用に弾力的に使用するオープンラボラトリーの施設
- ⑥ F類 複数の部局あるいは教育研究のために共同で利用する施設（例：講義室、会議室、教育計算機用端末機室等）

3. 共用スペースの確保

- (1) 校舎の新増築を行う場合は、新增築面積の20%以上をオープンラボラトリーに充てるほか、可能な限り共用スペースを設けること。共用スペースは、教員個人や特定部局が占有することなく、教育研究のために全学共通で利用するスペースとする。
- (2) また、既存校舎の大規模改修を行う場合は、共用スペースの確保に努めることとし、共用スペースは、可能な限りオープンラボラトリーに充てることとする。

4. オープンラボラトリーの確保

- (1) オープンラボラトリーは、共用スペースのうち、プロジェクト的研究や、組織の枠を越えた研究活動等に対応するため、弾力的、流動的に利用できるスペースとする。17年3月現在、34室、1,433m²を確保している。
- (2) オープンラボラトリーを使用できるのは、学際的、先端的な研究を行う学内の教員個人及び研究チーム（学外者との共同研究を含む。）とする。使用者は公募し、使用を希望する教員個人や研究チームの代表者からの申請に基づき、学長が許可する。
- (3) また、使用期間は原則として5年以内であり、使用料を徴収している。

5. スペースチャージ制度の導入

- (1) 施設の効果的・有効的な運用を図るため、「教育研究に関する施設」に使用料を課す、スペースチャージ制度を平成17年度から導入することを決定した。
- (2) 使用料を課す対象は、「(2) 教育研究に関する施設の分類」のうちのA類及びB類の施設とする。
- (3) すべての教員に対し、その使用面積のうち25m²を基礎控除し、25m²を超える使用面積について、使用料を課すこととした。徴収した使用料は、施設の予防的修繕（プリメンテナンス）を実施するための財源とすることとした。

II 安全衛生に関する取組

1. ホームページによる情報提供

- (1) 職員、学生等の安全と衛生（健康）を守るために、学内ホームページに「安全衛生のページ」を設けて、必要な情報を提供することとした。
- (2) 情報提供している主な事項は、次のとおりである。
 - ① 労働安全衛生法等の法令、本学の学内規定等
 - ② 安全を確保するため、一般的に知っておいて欲しい事項を箇条書きにまとめた安全の心得
 - ③ 機械設備を利用する場合に、知っておいて欲しい基本的な安全ポイントを図表に表した作業手順書
 - ④ 薬品類を使用する場合に、知っておく必要がある有害性情報、応急措置などの注意事項
 - ⑤ 定期自主検査・始業点検、日常点検の実施方法等

2. 安全衛生監査の実施

- (1) 労働安全衛生法等の法令及び本学の学内規定に定められた安全衛生に関する措置が適切に行われているかを確認するため、安全衛生監査を実施することとした。
- (2) 監査の実施は、本学においている安全管理者、衛生管理者、産業医等（いずれも本学職員）の中から、学長が監査員を任命して、実施することとした。
- (3) 監査員は、監査を実施した結果について、報告書を作成し学長に報告する。報告書には、監査で発見した改善等を要するとされたものについての対応（案）も示すこととした。
- (4) 16年度の監査の中で、「図書館に非常口の表示を追加設置する必要がある」ことが指摘された。この指摘を受けて、誘導灯を増設した。
- (5) 監査ではないが、衛生管理者の巡視の中で、「セラミックス基盤工学研究センターに、薬品を体に浴びたときにその薬品を洗浄できるように緊急シャワーを設置する必要がある。」ことが指摘された。この指摘を受けて、緊急シャワー2台を同センターに設置した。

3. 安全講習会の実施

学内における安全衛生教育として、クレーン、ドラフトチャンバー、動力シャワーに関する安全講習会を、本学の技術職員が講師となり開催した。

VI 予算（人件費見積もりを含む。），収支計画及び資金計画

VII 短期借入金の限度額

中期計画	年度計画	実績	
1 短期借入金の限度額 14億円 2 想定される理由 運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。	1 短期借入金の限度額 14億円 2 想定される理由 運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。	該当なし	

VIII 重要財産を譲渡し，又は担保に供する計画

中期計画	年度計画	実績	
該当なし	該当なし	該当なし	

IX 剰余金の使途

中期計画	年度計画	実績	
教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。	教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。	該当なし	

X その他 1 施設・設備に関する計画

中 期 計 画			年 度 計 画			実 績		
施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源	施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源	施設・設備の内容	決定額（百万円）	財 源
小規模改修	総額 168	施設整備費補助金 (168) 船舶建造費補助金 () 長期借入金 () 国立大学財務・経営セン ター施設費交付金 ()	小規模改修	総額 28	施設整備費補助金 (28) 船舶建造費補助金 () 長期借入金 () 国立大学財務・経営セン ター施設費交付金 ()	小規模改修 総合研究棟改修	総額 45	施設整備費補助金 (45) 船舶建造費補助金 () 長期借入金 () 国立大学財務・経営セン ター施設費交付金 ()

○ 計画の実施状況等

年度計画の予定額と実績の決定額の差は、平成16年度補正予算において、総合研究棟の改修工事が認められ、その内、設計について実施したため生じたものである。

X その他 2 人事に関する計画

中 期 計 画	年 度 計 画	実 績
1 教員 (1) 任期制の活用方針 ① 既に行っている任期付き教員に加え、任期付き教員の拡大について検討を進める。 ② 平成15年度に確立した公募制度の推進・充実を行う。 ③ 平成16年度末までに、重点領域の研究を推進するための先端研究者を特任教授(仮称)として任期付で採用する制度を設ける。 ④ 平成16年度末までに、競争的資金による若手の任期付研究員等の積極的な採用制度を確立する。 (2) 人材育成の方針 ① 平成17年度末までに、全教員の個人評価を試行し、平成18年度から実施する。 ② 平成16年度に、教員の資質向上のため、サバティカル制度を設ける。 (3) 人事交流の方針 ① 教員構成の多様化を図るため、他大学及び企業経験者からの採用を積極的に推進する。 (4) 外国人・女性等の教員採用の促進 ① 外国人、女性の教員採用を積極的に推進する。外国人教員については、国際公募をするなどの方法を導入する。 (5) 人員(人件費)管理 ① 教員の人員管理は「人事企画院」で行い、併せて大学全体の職員の人員管理を役員会で行う。 2 職員 (1) 人材育成の方針 ① 事務職員の業務実績や適正について、現在の勤務評定の方法を基本として評価するシステムを構築する。 ② 大学運営の各専門分野のスペシャリストを養成するため、語学、国際交流、労務管理、財務会計、知的所有権等の業務に関する専門研修の機会を設ける。 ③ 事務職員(幹部職員を含む。)の専門性と経営能力を高めるため、既に実施している企業等における実地研修を充実する。 ④ 技術職員の資質向上等について十分な検討を行い、専門的な技術職員の養成、資格取得の方策を講ずる。また、技術職員の技術力をより高めるため、学外で開催される高度技術研修にも参加させる。 (2) 人事交流の方針 ① 国立大学法人間との人事交流を積極的に実施するほか、私立大学・地方公共団体・民間企業との人事交流についても検討する。 (3) 人員(人件費)管理 ① 事務等の効率化・合理化による職員の再配置を行う。 ② 職員の人事管理は、役員で行う。	1 教員 (1) 任期制の活用方針 ① 学内センターの任期付き教員を増加する。 ② 公募制度を推進する。 ③ 重点領域の研究を推進するための先端研究者を特任教授(仮称)として任期付で採用する制度を設ける。 ④ 競争的資金による若手の任期付研究員等の積極的な採用制度を確立する。 (2) 人材育成の方針 ① 教員の個人評価について、評価者、評価内容・方法など具体的事項について検討する。 ② 教員の資質向上のため、サバティカル制度を設ける。 (3) 人事交流の方針 ① 教員構成の多様化を図るため、他大学経験者を採用する。 (4) 人員(人件費)管理 教員の人事管理は「人事企画院」で行い、併せて大学全体の職員の人員管理を役員会で行う。 2 職員 (1) 人材育成の方針 ① 事務職員(幹部職員を含む。)の専門性と経営能力を高めるため、企業等における実地研修を実施する。 ② 技術職員の技術力をより高めるため、専門技術研修を実施する。 (2) 人事交流の方針 ① 国立大学法人間との人事交流を積極的に実施する。 (3) 人員(人件費)管理 ① 大学全体の職員の人員管理を役員で行う。	「業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置」 P29, 参照 P29, 参照 P29, 参照 P30, 参照 「業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置」 P29, 参照 P29, 参照 「業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置」 P29, 参照 「業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置」 P30, 参照 「業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置」 P30, 参照 「業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置」 P30, 参照 「業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置」 P30, 参照 「業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置」 P30, 参照 「業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置」 P30, 参照 「業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置」 P30, 参照

(参考)

	平成16年度
(1) 常勤職員数	538人
(2) 任期付職員数	10人
(3) ① 人件費総額(退職手当を除く)	6,087百万円
② 経常収益に対する人件費の割合	60.0%
③ 外部資金により手当した人件費を除いた人件費	5,900百万円
④ 外部資金を除いた経常収益に対する上記③の割合	
⑤ 標準的な常勤職員の週あたりの勤務時間として規定されている時間数	40時間 分

○ 別表 (学部・学科、研究科の専攻等)

学部・学科、研究科の専攻等名	収容定員	収容数	定員充足率
	(a) (名)	(b) (名)	(b) / (a) × 100 (%)
工学部第一部			
生命・物質工学科	155	158	102
環境材料工学科	95	100	105
機械工学科	185	190	103
電気電子工学科	140	151	108
情報工学科	165	171	104
建築・デザイン工学科	80	83	104
都市社会工学科	90	92	102
応用化学科	390	404	104
材料工学科	495	545	110
機械工学科	420	500	119
生産システム工学科	300	318	106
電気情報工学科	510	550	108
知能情報システム学科	180	197	109
社会開発工学科	315	356	113
システムマネジメント工学科	120	151	126
3年次編入学	20	69	345
工学部第二部			
物質工学科	40	40	100
機械工学科	180	240	133
電気情報工学科	260	297	114
社会開発工学科	180	213	118
応用化学科	220	238	108
工学研究科			
物質工学専攻	230	356	155
うち博士前期課程	216	313	145
博士後期課程	14	43	307
機能工学専攻	198	266	134
うち博士前期課程	186	249	134
博士後期課程	12	17	142
情報工学専攻	166	299	180
うち博士前期課程	156	270	173
博士後期課程	10	29	290
社会工学専攻	140	175	125
うち博士前期課程	132	159	120
博士後期課程	8	16	200
都市循環システム工学専攻	111	126	114
うち博士前期課程	66	72	109
博士後期課程	45	54	120
産業戦略工学専攻	30	58	193
うち博士前期課程	30	58	193
物質工学専攻	5	19	
うち博士前期課程		6	
うち博士後期課程	5	13	260
生産システム工学専攻	8	15	
うち博士前期課程		5	
うち博士後期課程	8	10	125
電気情報工学専攻	6	23	
うち博士前期課程		8	
うち博士後期課程	6	15	250
社会開発工学専攻	3	18	
うち博士前期課程		0	
うち博士後期課程	3	18	600
システムマネジメント工学専攻		1	
うち博士前期課程		1	

注： 15年度の専攻の再編整備前の専攻である物質工学専攻、生産システム工学専攻、電気情報工学専攻、社会開発工学専攻、システムマネジメント工学専攻の博士前期課程については、学年進行が終了したものであるが、2年で修了できずに在学している学生がいるため、収容数のみ計上。

○ 計画の実施状況等

工学部で、収容定員と収容数の差が±15%を超えているものの理由は、以下のとおりである。

- ① 第一部は4年、第二部は5年で卒業することができず、最終学年に在学している学生が多くいるためである。
- ② 3年次編入学については、編入学希望者が多く、本学の教育研究環境の許す範囲において、可能な限り優秀な人材を確保していることから、定員充足率が高くなっているものである。

工学研究科については、収容定員と収容数の差が±15%を超えているものの理由は、以下のとおりである。

- ① 入学希望者が多く、本学の教育研究環境の許す範囲において、可能な限り優秀な人材を確保していることから、定員充足率が高くなっているものである。
- ② 外国人留学生は、従来から収容定員外で受入れてきたためである。
 - ・ 博士前期課程は、収容数合計1,141名のうち59名(5.2%)が外国人留学生
 - ・ 博士後期課程は、収容数合計215名のうち47名(21.9%)が外国人留学生
- ③ 博士後期課程(15年度の専攻の再編整備前の専攻である物質工学専攻、生産システム工学専攻、電気情報工学専攻、社会開発工学専攻)は、3年で修了できずに在学している学生が多くいるため。(収容数合計56名のうち30名(53.5%))